

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年3月29日

【計算期間】 第6期（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

【発行者名】 住友生命第5回基金流動化特定目的会社

【代表者の役職氏名】 取締役 関口 陽平

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号東京共同会計事務所内

【事務連絡者氏名】 北川 久芳

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号 東京共同会計事務所

【電話番号】 (03)5219-8777(代表)

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第1【管理会社の状況】

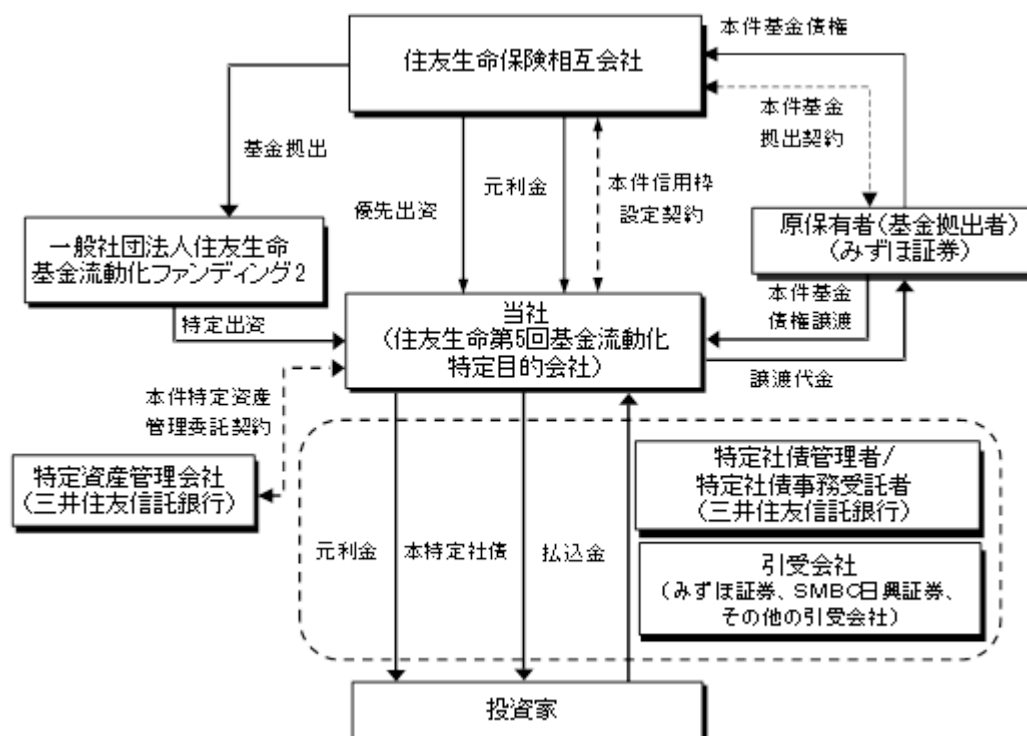
1【概況】

(1)【管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等】

振替特定社債

- a 住友生命第5回基金流動化特定目的会社第1回特定社債（一般担保付）（以下「本特定社債」といいます。）は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含み、以下「社債等振替法」といいます。）の規定の適用を受け、後記「振替機関に関する事項」記載の振替機関の振替業に係る業務規程その他の規則に従って取り扱われるものとし、
- なお、本特定社債は、各本特定社債の金額を金1,000万円とし、発行価額の総額は金500億円です。
- b 社債等振替法に従い、本特定社債の特定社債権者（以下「本特定社債権者」といいます。）が特定社債券の発行を請求することができる場合を除き、本特定社債に係る特定社債券は発行されません。本特定社債の特定社債券（以下「本特定社債券」といいます。）が発行される場合は無記名式で利札付きに限るものとし、本特定社債券の券面種類は1,000万円の1種とし、記名式への変更はしません。

管理資産の流動化の基本的仕組みの概要等



- a 住友生命第5回基金流動化特定目的会社（以下「当社」といいます。）は、特定資本金の額を100,000円として、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号。その後の改正を含み、以下「資産流動化法」といいます。）に基づき日本国内で設立された特定目的会社であり、そのすべての特定出資は、当初、有限会社東京共同会計事務所（以下「東京共同会計事務所」といいます。）によって保有されていましたが、同社は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。その後の改正を含み、以下「一般社団法人法」といいます。）に基づき日本国内で設立された一般社団法人である一般社団法人住友生命基金流動化ファンディング2（以下「本件一般社団法人」といいます。）に対し、平成24年7月4日に、当社の発行済みのすべての特定出資を譲渡しました。当社は、平成24年7月11日、資産流動化法に基づく業務開始届出（関東財務局長(会)第1676号）を行いました。
- b 資産流動化法に基づき当社の業務開始届出書に添付された当社による資産の流動化に関する基本的な事項を定めた計画（以下「資産流動化計画」といいます。）の一部の事項は未確定とされていましたが、当社は、かかる事項（但し、資産流動化法第9条第1項但書により変更届出が不要とされている事項は除きます。）が確定次第、資産流動化法に規定される要件又は手続に従って速やかに変更届出を関東財務局長に提出しました。また、並行して平成24年7月11日付で本特定社債につき、株式会社日本格付研究所（以下「JCR」といいます。）からA-、株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」といいます。）からA-の予備格付をそれぞれ取得し、平成24年8月8日付でJCRからA-、R&IからA-の本格付をそれぞれ取得しました。詳細は、後記「本特定社債に関する格付」を参照して下さい。
- c みずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」又は「原保有者」といいます。）は、平成24年7月10日付でみずほ証券及び住友生命保険相互会社（以下「住友生命」といいます。）の間で締結された基金拠出契

約書及び同日付覚書(それぞれその後の変更及び修正を含み、以下「本件基金拠出契約」と総称します。)に基づき、平成24年8月8日付で500億円を住友生命に対して基金として拠出し、基金の利息支払及び元本償還請求権並びにこれらに関する一切の権利(以下「本件基金債権」といいます。)を住友生命に対して取得しました。

- d 当社は、資産流動化計画に従い、かつ平成24年7月10日付でみずほ証券及び当社の間で締結された基金債権譲渡契約書(その後の変更及び修正を含み、以下「本件基金債権譲渡契約」といいます。)に基づき、平成24年8月8日付で原保有者から本件基金債権の譲渡を受けました。当社が原保有者に支払う本件基金債権の売買代金は本特定社債の発行によって調達されました。かかる本件基金債権の原保有者から当社に対する譲渡については、本件基金債権の債務者である住友生命の譲渡実行日における確定日付ある証書による異議なき承諾によって、債務者及び第三者に対する対抗要件が具備されました。
- e 本件基金債権譲渡契約に基づく本件基金債権の原保有者から当社に対する譲渡の後においては、住友生命による本件基金債権の利息の支払及び元本の償還は当社に対して直接行うものとされています。
- f 当社は原保有者から譲渡を受けた本件基金債権から生じるキャッシュ・フローを裏付けとして、日本国内市場において本特定社債を発行し、みずほ証券、S M B C 日興証券株式会社(以下「S M B C 日興証券」といいます。)、大和証券株式会社及びびんきん証券株式会社が引受けました。
- g 本特定社債は一般募集により発行されました。
- h 本特定社債は年1回利息支払を行い、平成30年8月8日にその元金を一括して償還します。但し、当社は、後記「期限前償還」、bに記載する期限前償還事由が発生した場合には、同bに定義する期限前償還期日において、本特定社債の元金全部を一括して期限前償還します。
- i 当社は、(a)本特定社債の発行に先立ってその特定出資及び優先出資の発行によって受領した発行代り金(以下「出資発行代り金」といいます。)の総額を当社が本特定社債関連口座として開設した口座に入金した上、このうち基金利息源泉徴収予定額(以下に定義されます。)については利息支払勘定(以下に定義されます。)において管理し、本特定社債の利息の支払等のための現金準備として留保し、出資発行代り金から基金利息源泉徴収予定額を差し引いた残額については費用支払勘定(以下に定義されます。)において管理し、当社の諸費用の支払等のための現金準備として留保し、(b)平成24年8月1日付で当社及び住友生命の間で締結された信用枠設定契約証書(その後の変更及び修正を含み、以下「本件信用枠設定契約」といいます。)に基づき住友生命から一定範囲で本特定社債の利息の支払の資金を借り入れる権利を有し、並びに、(c)本特定社債の元金を償還すべき日に該当しない本特定社債の利息を支払うべき日においては、本件信用枠設定契約に基づく借入金その他の支払に先立って、当社の諸費用及び本特定社債の利息を支払った後の利息支払勘定の残高が金10,000,000円に満つるまで利息支払勘定に留保し、以て本特定社債の信用補完措置・流動性補完措置とします。
- j 当社は、平成24年7月10日付で当社及び三井住友信託銀行株式会社(以下「三井住友信託銀行」又は「本件特定資産管理受託会社」といいます。)の間で締結された「特定資産の管理及び処分に係る業務の委託に関する契約」(その後の変更及び修正を含みます。)に基づき、本件特定資産管理受託会社に対し、本件基金債権の管理及び処分に係る業務を委託しています。
- k 当社は、本件信用枠設定契約に基づき、資産流動化法第2条第12項に規定する特定借入れを行うことを予定しております。
本件信用枠設定契約に基づく借入の概要については、後記3「管理及び運営の仕組み」、(2)「信用補完等」、「本件信用枠設定契約」を参照して下さい。

本有価証券報告書で使用される以下の用語は、別途定義される場合を除き、それぞれ下記の意味を有します。

「後基金」とは、本件基金拠出契約の締結後さらに住友生命が募集した基金をいいます。

「アドバイザリー契約」とは、当社及びみずほ証券の間の平成24年8月1日付アドバイザリー契約(その後の変更及び修正を含みます。)をいいます。

「一般社団法人法」とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。その後の改正を含みます。)をいいます。

「会計監査人」とは、資産流動化法第68条に基づき選任された当社の会計監査人をいい、当初は有限責任あずさ監査法人をいいます。

「会社更生法」とは、会社更生法(平成14年法律第154号。その後の改正を含みます。)をいいます。

「会社法」とは、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「借入申込可能金額」とは、各個別貸付に関連して当社が本件信用枠設定契約に基づき住友生命に対して借入を申し込むことができる最大の金額をいい、以下の算式によって各借入申込期日に計算される金額をいいます。

（算式）

$M = A + B - C$ （但し、計算の結果が0を下回った場合のMは0とします。）

M：借入申込可能金額

A：当該借入申込期日の直後に到来する本件基金利息支払期日において、本件基金拋出契約に基づき支払われるべき本件基金利息について、本件信用枠設定契約第5条第1項に基づく住友生命からの通知に記載された当該本件基金利息支払期日における本件基金利息支払予定額を基準として計算される本件基金利息に課される源泉徴収の金額

B：当該本件基金利息支払期日の直後に到来する個別貸付予定返済日において、本件信用枠設定契約に基づき当社が住友生命に対して支払うべき個別貸付の元利金の合計額

C：当該借入申込期日の5銀行営業日前の日における当社の利息支払勘定の残高

「借入申込期日」とは、各本件基金利息支払期日に関連して、当該本件基金利息支払期日直後に到来する利払期日の15銀行営業日前の日をいいます。

「借入申込金額」とは、各個別貸付において当社が住友生命に対して貸付を希望する金額で、借入申込通知書に「借入申込金額」として記載される金額をいいます。

「借入申込通知書」とは、当社が住友生命に対して本件信用枠設定契約に基づき個別貸付を受けることを希望する旨通知するために、後記3「管理及び運営の仕組み」、(2)「信用補完等」、「本件信用枠設定契約」、bに記載のとおり、当社から住友生命に対して交付される書面をいいます。

「元金償還勘定」とは、本件特定社債管理委託契約に基づき、本特定社債関連口座に元金償還勘定として設けられた勘定をいいます。

「幹事会社」とは、本特定社債の引受を行うみずほ証券、S M B C日興証券、大和証券株式会社及びしんきん証券株式会社を総称します。

「基金拋出者」とは、当初においては本件基金拋出契約における基金の拋出者であるみずほ証券をいい、本件基金債権譲渡契約に基づき本件基金債権及びみずほ証券が有する本件基金拋出契約上の地位が当社に譲渡された後は当社をいいます。

「基金利息源泉徴収予定額」とは、年間基金利息金額に0.2042を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げます。）をいいます。

「期限の利益喪失事由」とは、後記「期限の利益喪失事由」、aにおいて掲げられる事由をいいます。

「銀行営業日」とは、土曜日、日曜日、その他適用ある法令等により、日本国東京において銀行が休業することを認められ、又は休業することを義務付けられている日、以外の日をいいます。

「金融商品取引法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「原保有者」とは、当初の基金拋出者であり、本件基金債権の当初の保有者であるみずほ証券をいいます。

「更生特例法」とは、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成8年法律第95号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「個別貸付」とは、各本件基金利息支払期日において、後記3「管理及び運営の仕組み」、(2)「信用補完等」、「本件信用枠設定契約」、a記載の条件がすべて満たされていることを条件として、本件信用枠設定契約に基づき住友生命が当社に対して行うそれぞれの貸付をいいます。

「個別貸付適用利率」とは、各個別貸付に関連して、貸付が実行される日の2ロンドン銀行営業日（適用ある法令等によりロンドンにおいて銀行が休業することを認められ、又は義務付けられている日、以外の日をいいます。）前の日の午前11時（ロンドン時間）現在の利率としてロイター3750頁（ロイターの3750頁又は円預金の英国銀行協会利息決済レートを表示する目的でこれに替わる頁をいいます。）に12ヶ月円ライバーとして表示される利率に0.20%を加えた利率をいいます。

「個別貸付予定返済日」とは、各個別貸付につき、当該個別貸付が行われた本件基金利息支払期日の次の本件基金利息支払期日の直後に到来する利払期日をいいます。但し、本件基金償還期日において実行された個別貸付の元本及び利息に関しては、本件基金償還期日において住友生命が支払った本件基金利息に関して源泉徴収が義務付けられる税金の全額又は一部の還付を当社が受けた場合における当該還付金について、当該受領日の2週間後の応当日（但し、当該日が銀行営業日以外の日に該当する場合には、その前銀行営業日とします。）をいいます。

「資産関連諸契約」とは、本件基金債権譲渡契約、本件信用枠設定契約、本件特定資産管理委託契約及び本件事務管理委託契約を総称します。

「資産流動化計画」とは、資産流動化法に基づき当社の業務開始届出書に添付された当社による資産の流動化に関する基本的な事項を定めた計画（その後の変更を含みます。）をいいます。

「出資発行代り金」とは、当社が本特定社債の発行に先立ってその特定出資及び優先出資の発行によって受領した発行代り金をいいます。

「上位債権」とは、本件基金拋出契約に基づく債権と実質的に同じ又は劣後する条件を付された基金の利息支払及び元本償還請求権並びにこれらに関連する一切の権利を除く住友生命に対するすべての債権をいいます。

「償還期日」とは、平成30年8月8日をいいます。

「商法」とは、商法（明治32年法律第48号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「信用枠金額」とは、693,463,200円をいいます。

「適用利率」とは、後記4「証券所有者の権利」、(1)「利率」において定められる本特定社債の利率をいいます。

「東京共同会計事務所」とは、有限会社東京共同会計事務所又はその承継人をいいます。

「特定調停法」とは、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「年間基金利息金額」とは、本件基金拋出契約に基づき住友生命が（保険業法上の制限を受けないと仮定した場合に）平成25年に到来する本件基金利息支払期日に支払うべき本件基金債権に係る利息の金額をいいます。

「破産法」とは、破産法（平成16年法律第75号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「払込期日」とは、平成24年8月8日をいいます。

「費用支払勘定」とは、本件特定社債管理委託契約に基づき、本特定社債関連口座に費用支払勘定として設けられた勘定をいいます。

「法定基金償還限度額」とは、住友生命の各事業年度に関して、住友生命の貸借対照表上の純資産額から、a 基金の総額、b 損失てん補準備金及び保険業法第56条の基金償却積立金の額（保険業法第59条第2項の規定により取り崩した基金償却積立金の額があるときは、その合計額を含みます。）、c 基金利息の支払額、d 当該決算期に積み立てることを要する損失てん補準備金の額、e 基金申込証拠金の科目に計上した額、f 再評価積立金の科目に計上した額、g のれん等調整額に関する保険業法施行規則第30条第2項第3号に定める額、h その他有価証券評価差額金の科目に計上した額（零以上である場合に限ります。）、i 繰延ヘッジ損益の科目に計上した額並びにj 土地再評価差額金の科目に計上した額（零以上である場合に限ります。）の合計額、を控除した金額をいいます。

「法定基金利払限度額」とは、住友生命の各事業年度に関して、住友生命の貸借対照表上の純資産額から、a 基金の総額、b 損失てん補準備金及び保険業法第56条の基金償却積立金の額（保険業法第59条第2項の規定により取り崩した基金償却積立金の額があるときは、その合計額を含みます。）、c 基金申込証拠金の科目に計上した額、d 再評価積立金の科目に計上した額、e その他有価証券評価差額金の科目に計上した額（零以上である場合に限ります。）、f 繰延ヘッジ損益の科目に計上した額並びにg 土地再評価差額金の科目に計上した額（零以上である場合に限ります。）の合計額、を控除した金額をいいます。

「保管振替機構」とは、株式会社証券保管振替機構又はその承継人をいいます。

「保険業法」とは、保険業法（平成7年法律第105号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「保険業法施行規則」とは、保険業法施行規則（平成8年大蔵省令第5号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「本件格付機関」とは、R&I又はその承継人及びJCR又はその承継人を総称します。

「本件基金元本」とは、本件基金拠出契約に基づき住友生命が償還するものとされる本件基金債権の元本をいいます。

「本件基金元本繰延後利息」とは、後記2「管理資産を構成する資産の概要」、(3)「管理資産を構成する資産の内容」、
、e「償還方法」の記載に従い、本件基金償還期日又はある本件基金繰延償還期日において本件拠出金の償還が次の本件基金繰延償還期日まで一部又は全部繰り延べられて以降、当該次の本件基金繰延償還期日を支払期日とし、当該支払期日に係る本件基金利息計算期間1年分の利息として、当該本件基金利息計算期間の初日の未償還元本金額に、本件基金元本繰延後利率を乗じて算出された金額をいいます。

「本件基金元本繰延後利率」とは、後記2「管理資産を構成する資産の概要」、(3)「管理資産を構成する資産の内容」、
、f「利率」但書に定める利率をいいます。

「本件基金元本償還予定額」とは、本件基金償還期日において、本件基金拠出契約に基づき住友生命が支払うべき義務を負担し、かつ保険業法その他適用ある法令の規定による制限上支払うことが法律上許される本件基金元本の金額をいいます。

「本件基金拠出契約」とは、みずほ証券及び住友生命の間の平成24年7月10日付基金拠出契約（その後の変更及び修正を含みます。）及び同日付覚書（その後の変更及び修正を含みます。）を総称します。

「本件基金拠出契約締結日」とは、平成24年7月10日をいいます。

「本件基金拠出日」とは、平成24年8月8日をいいます。

「本件基金繰延償還期日」とは、保険業法第55条第2項の制限により償還されずに繰り延べとなった本件拠出金についての償還期日のことをいい、償還されなかった期日（本件基金償還期日か本件基金繰延償還期日かを問いません。）を基準として住友生命の次の事業年度の8月8日（当該日が銀行営業日でない場合には、その前銀行営業日とします。）の3銀行営業日前の日をいいます。

「本件基金繰延利息」とは、後記2「管理資産を構成する資産の概要」、(3)「管理資産を構成する資産の内容」、
、g「利息支払期日及び方法」但書の規定により繰り延べられた利息をいいます。

「本件基金債権」とは、本件基金拠出契約に基づき、みずほ証券が住友生命に対して本件拠出金を拠出することによって発生した基金の利息支払及び元本償還請求権並びにこれらに関する一切の権利を総称します。

「本件基金債権譲渡契約」とは、みずほ証券及び発行会社の間の平成24年7月10日付基金債権譲渡契約（その後の変更及び修正を含みます。）をいいます。

「本件基金償還期日」とは、平成30年8月8日（当該日が銀行営業日でない場合には、その前銀行営業日とします。）の3銀行営業日前の日をいいます。

「本件基金本件利息」とは、後記2「管理資産を構成する資産の概要」、(3)「管理資産を構成する資産の内容」、
、f「利率」本文に定める（元本の償還が繰り延べられる前の）利率による利息をいいます。

「本件基金予定利息額」とは、本件基金利息支払期日を支払期日とし、各支払期日に係る本件基金利息計算期間1年分の利息として、本件拠出金の当初元本金額に後記2「管理資産を構成する資産の概要」、(3)「管理資産を構成する資産の内容」、
、f「利率」本文に定める（元本の償還が繰り延べられる前の）利率を乗じて算出される金額（但し、平成30年の本件基金利息支払期日に係る本件基金利息計算期間については、1年に付されるものとして同f「利率」本文に定める（元本の償還が繰り延べられる前の）利率を用いて算出される金額を、当該本件基金利息支払期日の直前の8月9日（この日を含みます。）から本件基金償還期日（この日を含みます。）までの期間における利息として住友生命は基金拠出者に支払うものとします。）をいいます。

「本件基金利息」とは、本件基金拠出契約に基づき住友生命が支払うものとされる本件基金債権の利息をいい、本件基金本件利息、本件基金元本繰延後利息及び本件基金繰延利息を総称します。

「本件基金利息計算期間」とは、各本件基金利息の支払期日について、当該支払期日の直前の8月9日（この日を含みます。）から当該支払期日の直後に到来する8月8日（この日を含みます。）までの期間をいいます。

「本件基金利息支払期日」とは、平成25年（この年を含みます。）から平成30年（この年を含みます。）までの毎年8月8日（当該日が銀行営業日でない場合には、その前銀行営業日とします。）の3銀行営業日前の日をいいます。

「本件基金利息支払予定額」とは、各本件基金利息支払期日において、本件基金拠出契約の条項に基づき住友生命が支払うべき義務を負担し、かつ保険業法その他適用ある法令の規定による制限上支払うことが法律上許される本件基金利息の金額をいいます。

「本件業務委託契約」とは、本件一般社団法人及び東京共同会計事務所との間の平成24年7月4日付業務委託契約（その後の変更及び修正を含みます。）及び平成24年7月4日付覚書（その後の変更及び修正を含みます。）を総称します。

「本件拠出金」とは、本件基金拠出契約に基づき、みずほ証券が拠出する金銭をいいます。

「本件告示」とは、「保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件」（平成8年大蔵省告示第50号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「本件事務管理委託契約」とは、当社及び東京共同会計事務所との間の平成24年7月10日付事務管理委託契約（その後の変更及び修正を含みます。）をいいます。

「本件信用枠設定契約」とは、当社及び住友生命の間の平成24年8月1日付の信用枠設定契約（その後の変更及び修正を含みます。）をいいます。

「本件信用枠設定契約責任財産」とは、その時々々の利息支払勘定内の金銭をいいます。

「本件信用枠設定契約第5条第1項に基づく住友生命からの通知」とは、本件信用枠設定契約第5条第1項に基づき、住友生命が、本件信用枠設定契約有効期間中、各本件基金利息支払期日に関連して、その直前の7月11日（当該日が銀行営業日でない場合は、その前銀行営業日とします。）までに、当該本件基金利息支払期日における本件基金利息支払予定額及び（本件基金償還期日に関しては）本件基金元本償還予定額を大要本件信用枠設定契約別紙2の様式による書面に記載し、これに住友生命の直近に終了した事業年度の監査済貸借対照表及び損益計算書の写し並びに当該本件基金利息支払予定額及び本件基金元本償還予定額を支払うことを可能ならしめる住友生命の総代会における決議を証明する書面の写しを添付して、当社に対して行う通知をいいます。

「本件信用枠設定契約締結日」とは、本件信用枠設定契約の締結日である平成24年8月1日をいいます。

「本件信用枠設定契約有効期間」とは、本件信用枠設定契約締結日（この日を含みます。）から平成30年8月8日（この日を含みます。）までの期間をいいます。但し、本特定社債の全額が償還された場合には、本件信用枠設定契約有効期間は当然に終了します。

「本件税務事務管理委託契約」とは、当社及び東京共同会計事務所との間の平成24年7月10日付税務事務管理委託契約（その後の変更及び修正を含みます。）をいいます。

「本件特定資産管理委託契約」とは、当社及び三井住友信託銀行の間の平成24年7月10日付特定資産の管理及び処分に係る業務の委託に関する契約（その後の変更及び修正を含みます。）をいいます。

「本件特定資産管理受託会社」とは、本件特定資産管理委託契約における受託者である三井住友信託銀行をいいます。

「本件特定社債管理委託契約」とは、当社及び三井住友信託銀行の間の平成24年8月1日付住友生命第5回基金流動化特定目的会社第1回特定社債（一般担保付）管理委託契約（その後の変更及び修正を含みます。）をいいます。

「本件特定社債管理者」とは、本特定社債の特定社債管理者である三井住友信託銀行をいいます。

「本件特定社債事務委託契約」とは、当社及び三井住友信託銀行の間の平成24年8月1日付住友生命第5回基金流動化特定目的会社第1回特定社債（一般担保付）事務委託契約（その後の変更及び修正を含みます。）をいいます。

「本件引受契約」とは、当社、住友生命及び幹事会社の間の平成24年8月1日付住友生命第5回基金流動化特定目的会社第1回特定社債（一般担保付）引受契約（その後の変更及び修正を含みます。）をいいます。

「本件利息差額」とは、年間基金利息金額から本特定社債要項記載の特定社債総額に適用利率を乗じた金額を差し引いた額をいいます。

「本特定社債関連口座」とは、本件特定社債管理委託契約に基づき当社が本特定社債関連口座として開設する口座又は本件特定社債管理委託契約に基づき変更された後の当該口座をいいます。

「本特定社債券」とは、本特定社債の特定社債券をいいます。

「本特定社債権者」とは、本特定社債の特定社債権者をいいます。

「本特定社債要項」とは、本特定社債の特定社債要項をいいます。

「前基金」とは、住友生命が本件基金拠出契約締結前に募集した基金をいいます。

「民事再生法」とは、民事再生法（平成11年法律第225号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「民法」とは、民法（明治29年法律第89号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「利息支払勘定」とは、本件特定社債管理委託契約に基づき、本特定社債関連口座に利息支払勘定として設けられた勘定をいいます。

「利払期日」とは、平成25年8月8日を第1回とし、その後毎年8月8日（平成25年8月8日を含みます。）をいいます。

期限前償還

本件基金拠出契約においては、本件拠出金の全部又は一部を本件基金償還期日前において償還することはできないこととされておりますが、住友生命による期限前償還の申出に対し、基金拠出者が同意した場合は、本件拠出金につき期限前償還がなされるものとされています。

- a 住友生命による株式会社への組織変更に係る組織変更計画が住友生命の社員総会又は総代会で承認され、住友生命から本件基金拠出契約に基づき本件基金債権の全部を期限前償還する旨の申出を当該組織変更の効力発生日の80日前までに受領した場合には、当社は本件特定社債管理者及び本件格付機関に対し、以下について直ちに書面により通知するものとされています。
 - (a) 住友生命より本件基金債権の期限前償還の申出を受領した旨及びその日付。
 - (b) 前記(a)の申出に係る期限前償還の条件及び内容。
- b 住友生命から前記aの申出を受領した場合には、かかる受領の日の40日後の日（銀行営業日でない場合には、その前銀行営業日）（以下「前提条件判定日」といいます。）において期限前償還前提条件（後記cに定義されます。）を満たす場合（以下、かかる申出を受領し、かつ、前提条件判定日において期限前償還前提条件を満たすことを「期限前償還事由」といいます。）に限り、当社は、前提条件判定日から5銀行営業日以内に本件基金債権の期限前償還に同意し、かつ、当該申出に係る組織変更の効力発生日の前銀行営業日（以下「期限前償還期日」といいます。）に本特定社債の全部を後記dに定める償還価額で期限前償還するものとされています。
- c 「期限前償還前提条件」とは、本件基金債権の期限前償還が住友生命の申出による条件及び内容で行われると仮定し、後記3「管理及び運営の仕組み」、(1)「管理資産等の概要」、「管理資産の管理」、b「回収金の処理の方法」、(c)、ロ、(d)の順序及び方法に従った場合に、期限前償還期日に当社が後記dに定める償還価額の総額及び期限前償還期日に支払われるべき利息の総額の支払原資を有することが確実であると本件特定社債管理者が判断したことをいいます。本件特定社債管理者は、前記aの通知を受領した場合、前提条件判定日の翌銀行営業日までに、本c前段に係る判断の結果を、書面をもって当社に通知するものとされています。
- d 前記bの規定により期限前償還する場合の償還価額は、各本特定社債につき、各本特定社債元金残高又は次のイ及びロの合計額のいずれか高い方の金額とします。
 - イ 各本特定社債元金残高の現在価値
 - ロ 各将来利払期日に係る将来利息金額の現在価値の合計額

- (a) 「各本特定社債元金残高」とは、期限前償還期日時点における各本特定社債の元金残高をいいます。
- (b) 「将来利払期日」とは、期限前償還期日の翌日(この日を含みます。)以降に到来する各利払期日をいいます。
- (c) 「将来利息金額」とは、各将来利払期日につき、(期限前償還されなければ)当該将来利払期日に支払われるべきであった各本特定社債の利息の額をいいます。但し、期限前償還期日が利払期日である場合を除き、期限前償還期日の直後に到来する将来利払期日に係る将来利息金額は、かかる金額から経過利息(後記4「証券所有者の権利」、(2)「利払日及び利息支払の方法」、に定義されます。)の額を控除した額とします。
- (d) 各本特定社債元金残高又は将来利息金額の「現在価値」とは、各本特定社債元金残高又は将来利息金額を、次の算式により得られる値で除した金額(1,000円に満たない端数は四捨五入します。)をいいます。

$$\frac{\text{残存年数}}{(1 + \text{参照レート})}$$

- (e) 「残存年数」とは、次の算式により得られる年数をいいます。

$$\frac{\text{残存月数}}{12} + \frac{\text{残存端日数}}{365}$$

- (f) 「残存月数」及び「残存端日数」とは、各本特定社債元金残高及び将来利息金額のそれぞれにつき、次に掲げるものをいいます。
- イ 各本特定社債元金残高に係る残存月数は、期限前償還期日の翌日(この日を含みます。)から、償還期日(この日を含みます。)までの毎月における期限前償還期日の応当日のうち最終の応当日(この日を含みます。)までの期間に係る月数とし、各本特定社債元金残高に係る残存端日数は、かかる最終の応当日の翌日(この日を含みます。)から償還期日(この日を含みます。)までの期間に係る実日数とします。かかる最終の応当日が償還期日である場合には、各本特定社債元金残高に係る残存端日数は零とします。なお、期限前償還期日の翌日(この日を含みます。)から償還期日(この日を含みます。)までの期間が1か月に満たない場合、各本特定社債元金残高に係る残存月数は零とし、残存端日数は期限前償還期日の翌日(この日を含みます。)から償還期日(この日を含みます。)までの実日数とします。
 - ロ 各将来利息金額に係る残存月数は、期限前償還期日の翌日(この日を含みます。)から、当該将来利息金額に係る将来利払期日(この日を含みます。)までの毎月における期限前償還期日の応当日のうち最終の応当日(この日を含みます。)までの期間に係る月数とし、当該将来利息金額に係る残存端日数は、かかる最終の応当日の翌日(この日を含みます。)から当該将来利息金額に係る将来利払期日(この日を含みます。)までの期間に係る日数とします。かかる最終の応当日が当該将来利息金額に係る将来利払期日である場合には、当該将来利息金額に係る残存端日数は零とします。なお、期限前償還期日の翌日(この日を含みます。)から当該将来利息金額に係る将来利払期日(この日を含みます。)までの期間が1か月に満たない場合、当該将来利息金額に係る残存月数は零とし、残存端日数は期限前償還期日の翌日(この日を含みます。)から当該将来利息金額に係る将来利払期日(この日を含みます。)までの実日数とします。
- (g) 「参照レート」とは、円ライボー(期限前償還期日の翌日(この日を含みます。)から償還期日(この日を含みます。)までの期間が1年未満の場合)又は円スワップレート(かかる期間が1年以上の場合)のうち、元金残存期間に対応する期間に係る利率(年率)をいいます。元金残存期間に対応する期間に係る利率が得られない場合には、次に掲げる2つの利率を得て、かかる2つの値の間を線形補間して算出した値とします。
- イ 元金残存期間より短い期間に係る利率(年率)のうち、最も長い期間に係るもの。
 - ロ 元金残存期間より長い期間に係る利率(年率)のうち、最も短い期間に係るもの。
- (h) 「元金残存期間」とは、次に掲げるものをいいます。
- イ 期限前償還期日の翌日(この日を含みます。)から償還期日(この日を含みます。)までの期間が1年未満である場合には、次の算式により得られる月数。

$$\text{各本特定社債元金残高に係る残存月数} + \frac{\text{各本特定社債元金残高に係る残存端日数}}{30}$$

- ロ 期限前償還期日の翌日(この日を含みます。)から償還期日(この日を含みます。)までの期間が1年以上である場合には、次の算式により得られる年数。

$$\frac{\text{各本特定社債元金残高に係る残存月数}}{12} + \frac{\text{各本特定社債元金残高に係る残存端日数}}{365}$$

- (i) 「円ライボー」とは、本において、償還価額決定日(この日がロンドンにおいて銀行の営業日でない場合は、その直前のロンドンにおける銀行の営業日。以下、本(i)において同じです。)のロンドン時間午前11時現在の利率としてロイター3750頁(ロイターの3750頁又は円預金の英国銀行協会利息決済レートを表示する目的でこれに替わる頁をいいます。)の画面上に表示される円のライボーに

365を乗じ、360で除した値をいいます。但し、償還価額決定日に、理由の如何を問わず円のライボーがロイター3750頁に表示されない場合又はロイター3750頁が利用不可能な場合、当社は、当社が指名する主要な金融機関4社の東京の主たる店舗に対し、償還価額決定日のロンドン時間午前11時現在の円のライボーに相当する円金利の利率の提示を求めるものとし、提示された利率の算術平均値(算術平均値を算出した上、小数第6位を四捨五入します。)に365を乗じ、360で除した値をいいます。

- (j) 「円スワップレート」とは、償還価額決定日の東京時間午後3時現在の利率としてロイター17143頁(Tokyo Swap Reference Rate)の画面上に表示される円金利スワップのスワップレートをいいます。但し、償還価額決定日に、理由の如何を問わず円金利スワップのスワップレートがロイター17143頁(Tokyo Swap Reference Rate)に表示されない場合又はロイター17143頁(Tokyo Swap Reference Rate)が利用不可能な場合、当社は、償還価額決定日に、当社が指名する主要な金融機関4社の東京の主たる店舗に対し、償還価額決定日の東京時間午後3時現在の円金利スワップのスワップレートに相当する利率の提示を求めるものとし、提示された利率の算術平均値(算術平均値を算出した上、小数第4位を四捨五入します。)をいいます。
 - (k) 「償還価額決定日」とは、期限前償還期日の前月の応当日(前月に応当日が存在しない場合には前月の末日とし、かかる応当日又は末日が銀行営業日でない場合には、その前銀行営業日)をいいます。
- e 本特定社債について期限前償還事由が発生した場合には、当社は、前提条件判定日から5銀行営業日以内に、その旨及び期限前償還期日を本件特定社債管理者及び本件格付機関に対して通知するものとし、本件特定社債管理者は、かかる通知を受領した後遅滞なく、期限前償還事由が発生した旨及び期限前償還期日を公告します。
- f 本特定社債について期限前償還事由が発生した場合には、当社は、償還価額決定日から5銀行営業日以内に、期限前償還の償還価額を本件特定社債管理者及び本件格付機関に対して通知するものとし、本件特定社債管理者は、かかる通知を受領した後遅滞なく、期限前償還の償還価額を公告します。

期限の利益喪失事由

- a 当社は、以下のいずれかの事由が発生した場合には、本特定社債の未償還元金全額について何らの手続を要することなしに当然に期限の利益を失います。
- (a) 当社が後記4「証券所有者の権利」、(2)「利払日及び利息支払の方法」の規定に違背し、かかる不履行が7日間継続した場合。
 - (b) 当社が本件特定社債管理委託契約(本特定社債要項を含みます。)の重要な規定に違反し、本件特定社債管理者の指定する期間内にその履行又は補正をしない場合。
 - (c) 当社について、支払停止又は破産手続開始、再生手続開始、特別清算開始若しくはこれに類する倒産手続開始の申立てがあった場合。
 - (d) 当社の財産又は資産の全部又は一部について、仮差押、保全差押、仮処分、差押、滞納処分としての差押の命令若しくは通知、又は担保権の実行としての競売の申立てを受け、かつ当該手続が30日以内に取り消されない場合。
 - (e) 当社の清算若しくは解散を目的とする法律の制定若しくは裁判所の判決若しくは決定がなされた場合、当社若しくは法律上その権限を有する政府機関がかかる目的のために適法な手続をとった場合、又は当社について、解散の決定がなされた場合、若しくは資産流動化法第220条に基づく解散命令が下された場合。
 - (f) 当社が資産流動化法第219条に基づく業務の全部又は一部の停止命令を受けた場合。
 - (g) 住友生命について、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始、特別清算開始若しくはこれに類する倒産手続開始の申立てがあった場合、解散若しくは保険業の廃止の決定がなされた場合、保険業の免許が取り消された場合又は保険管理人が選任された場合。
- b 当社は、期限の利益喪失後においては、本特定社債が期限の利益を喪失した日の翌日(この日を含みます。)から当該本特定社債の未償還元金が実際に支払われる日(この日を含みます。)までの期間につき、適用利率と同じ利率による遅延利息を支払うものとされています。なお、かかる遅延利息については、1年を365日とする日割計算をもって計算します。
- c 当社は、期限の利益喪失事由が生じた場合又は当社が後記4「証券所有者の権利」、(3)「償還期限及び償還の方法」、「償還の方法及び期限」、aの規定に違背した場合には、その時点における資産すべてを、本件特定社債管理者の承認する方法により、又は本件特定社債管理者が必要と認めた場合には特定社債権者集会を開催し、その決議を経た上で換価処分し、その処分による取得金をもって未償還の本特定社債を償還するものとされています。
- d 本特定社債について期限の利益喪失事由となる事態又は時間の経過若しくは通知若しくはその双方により期限の利益喪失事由となる事態が発生したことを知った場合には、当社は直ちにこれを書面により本件特定社債管理者及び本件格付機関に通知するものとされています。
- e 当社が本特定社債について本特定社債要項に従い期限の利益を喪失した場合には、本件特定社債管理者は遅滞なくその旨を公告します。

- f 本 「期限の利益喪失事由」の手續に要する一切の費用は、当社の負担とします。

債権放棄及び倒産手續開始申立て等の制限

- a 本特定社債権者は、償還期日が到来した場合又は本特定社債が前記 「期限の利益喪失事由」の規定に基づき期限の利益を喪失した場合において、当社の資産から充当した後に、本特定社債の未償還元金又は未払の利息が存在する場合、本特定社債の未償還元金総額及び未払利息額が当社のすべての財産が換金された金額を超過するときは、その超過額につき、その債権を放棄するものとされています。
- b 本特定社債権者は、本特定社債の元利金がすべて償還され又は支払われてから1年と1日を経過するまでの間は、当社又はその財産について、破産手續開始、再生手續開始、特別清算開始その他法令上適用のありうる同様の法的手続を自ら又は第三者を通じて申し立てず、第三者による申立てに対し参加、同意等を行わないものとされています。

本特定社債に関する格付

利息の利払期日における支払と元金の償還期日における全額償還の安全性について、平成24年7月11日付で本特定社債につき、JCRからA-、R&IからA-の予備格付をそれぞれ取得し、平成24年8月8日付でJCRからA-、R&IからA-の本格付をそれぞれ取得しました。その後、平成25年11月8日付でJCRの格付がAに、平成25年11月28日付でR&Iの格付がAに変更され、平成30年2月末日においても当格付に変更がないことを、本件格付機関のホームページでそれぞれ確認しております。但し、かかる格付は後記4「証券所有者の権利」、(3)「償還期限及び償還の方法」、「償還の方法及び期限」記載の期限に、本特定社債が一括償還されることの確実性について何ら言及するものではありません。なお、本特定社債の格付については、ある特定の投資家に対する市場価格や適格性に関するコメントではないのと同様に、いかなる証券の買い、保持又は売りを推奨するものでもありません。

社債管理者又は社債の管理会社

- a 本特定社債の特定社債管理者は、三井住友信託銀行（東京都千代田区丸の内一丁目4番1号）とします。本件特定社債管理者は、本特定社債権者のために本特定社債に係る債権の弁済を受け、又は本特定社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有します。本件特定社債管理者がかかる裁判上又は裁判外の行為をなすために要する費用については、すべて当社の負担とします。本件特定社債管理者は、本特定社債の償還額から本特定社債権者に優先して上記費用の弁済を受けることができます。但し、この規定は、当社の上記費用負担義務に影響を及ぼすものではありません。
- b 本件特定社債管理者は、本件特定社債管理委託契約に従い、本特定社債要項に定める特定社債管理者の職務を行うものとします。
- c 本件特定社債管理者は、法令、本件特定社債管理委託契約及び本特定社債要項の定めに従い、本特定社債権者のために公平かつ誠実に本特定社債の管理を行うものとします。
- d 本件特定社債管理者は、法令、本件特定社債管理委託契約及び本特定社債要項の定めに従い、本特定社債権者に対し善良なる管理者の注意をもって本特定社債の管理を行うものとします。
- e 本件特定社債管理者は、当社が提出した決議書、証明書、通知書その他の文書又は書類に依拠することができ、これらに依拠して行為し又は行為を留保することが保証されており、かつ、かかる行為又は行為の留保に起因するいかなる損害についても、法律が許容する限りにおいて、当社又は本特定社債権者に対し責任を負いません。
- f 本件特定社債管理者は、本特定社債要項、本件特定社債管理委託契約及び本特定社債について、本件特定社債管理者により選任された弁護士、会計士その他の専門家の意見若しくは助言又はそれらの者から得た証明書若しくは情報に基づき善意により行為し又は行為を留保することができ、かつ、かかる行為又は行為の留保に起因するいかなる損害についても、法律が許容する限りにおいて、当社又は本特定社債権者に対し責任を負いません。
- g 本件特定社債管理者は、前記 「期限の利益喪失事由」に定める期限の利益喪失事由又は時間の経過若しくは通知若しくはその双方により期限の利益喪失事由となる事由が発生しているかどうかを確認する手続きをとる義務を負わないものとし、その事由の発生を現実知るか又はその事由が発生した旨の明示の通知を受けない限り、かかる事由は発生しておらず、また当社が履行又は遵守すべき本件特定社債管理委託契約のあらゆる約束及び規定を正しく遵守しているものとみなすことができるとされています。
- h 本件特定社債管理者が本特定社債要項及び本件特定社債管理委託契約に定める特定社債管理者の職務を果たし得ず、法令に従って辞任する場合、又は、裁判所が法令に従って本件特定社債管理者を解任した場合には、当社は法令の規定に従って新たに特定社債管理者を選任し、資産流動化法第127条第8項によ

り準用される会社法第714条第4項に定める場合、その旨を公告し、かつ、知っている特定社債権者には、各別にこれを通知するものとします。但し、後任の特定社債管理者が選任されるまで、本件特定社債管理者は、引き続き本件特定社債管理委託契約上の特定社債管理者の事務を継続して行うものとし、かかる辞任又は解任の効力は生じないものとします。本件特定社債管理者は、本hに基づく辞任又は解任の場合において、善良なる管理者の注意をもって本hに定める義務を履行したときは、以後、本特定社債に関して特定社債管理者としての一切の責任を負いません。本「社債管理者又は社債の管理会社」の記載は、新たに選任された特定社債管理者についても同様とします。

- i 資産流動化法第129条第2項において準用する会社法第740条第2項本文の定めは、本特定社債には適用されません。

振替機関に関する事項

本特定社債の振替機関は、保管振替機構とします。

(2)【管理資産に係る法制度の概要】

当社は、平成24年7月11日付で資産流動化法第4条に基づき関東財務局長に対して業務開始届出を行った特定目的会社です。したがって、当社の義務・責任等に関しては資産流動化法の適用を受けます。特定資産たる管理資産の流動化等に係る業務の基本的な内容は資産流動化法に基づき作成された資産流動化計画に定められており、当社は当該資産流動化計画の範囲内で特定資産たる管理資産の譲受け、特定社債の発行等を行います。資産流動化法は、特定目的会社が、資産流動化計画に従って行われる特定資産の流動化に係る上記記載の業務及びその附帯業務以外の業務を営むことを禁止しています。

特定目的会社の義務・責任に関しては、破産法等の日本法上適用ある倒産処理法の適用を受け、特定社債を発行、募集するにあたっては、資産流動化法、資産流動化法において準用される会社法及び金融商品取引法の適用を受けます。

管理資産を構成する本件基金債権は、保険業法に基づき住友生命に対して拠出された基金の利息支払及び元本償還請求権並びにこれらに関連する一切の権利としての指名債権であり、民法及び商法の他、保険業法の適用を受けます。本件基金債権は、本件基金債権譲渡契約に基づき、原保有者であるみずほ証券から特定目的会社である当社に譲渡され、当該譲渡については本件基金債権譲渡契約に基づき本件基金債権の債務者である住友生命が確定日付ある証書による異議なき承諾を行うことにより、債務者及び債務者以外の第三者對抗要件が具備されました。本件基金債権に関する保険業法の適用の態様については、後記6「投資リスク」、(1)「投資に関するリスクの特性」、「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」、d「本件基金債権の支払についての保険業法の制限に関するリスク」を参照して下さい。

(3)【管理資産の基本的性格】

管理資産は、本件基金拠出契約に基づきみずほ証券が取得し、本件基金債権譲渡契約に基づきみずほ証券から当社に譲渡された住友生命に対する1個の基金債権である本件基金債権です。

本件基金拠出契約の内容については、後記2「管理資産を構成する資産の概要」、(3)「管理資産を構成する資産の内容」を参照して下さい。

(4)【管理資産の沿革】

管理資産である本件基金債権は、本件基金拠出契約に基づき平成24年8月8日にみずほ証券が取得し、本件基金債権譲渡契約に基づき同日に原保有者であるみずほ証券から当社に譲渡されました。

当社は、本件特定社債管理委託契約に基づきその処分が義務づけられる場合その他本件特定社債管理委託契約及び資産流動化計画に規定される場合を除き、本特定社債の発行から償還時まで当該管理資産を保有し続けます。

(5)【管理資産の管理体制等】

【管理資産の関係法人】

みずほ証券は、本件基金拠出契約に基づき管理資産である本件基金債権を取得した上で、本件基金債権譲渡契約に基づき管理資産を当社に譲渡しました。本件基金債権の移転と同時に、当社はみずほ証券が有する本件基金拠出契約上の地位の一切を承継しました。

住友生命は、本件基金拠出契約に基づきみずほ証券から基金の拠出を受け、本件基金債権の債務者となりました。

当社は、本件特定資産管理受託会社である三井住友信託銀行に対して、本件特定資産管理委託契約に基づき、本件基金債権の管理及び処分に関する業務を委託しています。

また、三井住友信託銀行は、本特定社債の特定社債管理者です。特定社債管理者は、その管理の委託を受けた特定社債につき、特定社債権者のために特定社債に係る債権の弁済を受け、又は特定社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為等をするために、必要があるときは当該特定社債を発行した特定目的会社の業務及び財産の状況を調査することができます（資産流動化法第127条第7項）。

【管理資産の管理及び処分に関する基本的態度】

当社は本件特定資産管理受託会社である三井住友信託銀行に対して、本件特定資産管理委託契約に基づき、本件基金債権の管理及び処分に関する業務を委託しており、かかる委託を受けている三井住友信託銀行は、本件特定資産管理委託契約において、大要以下の事項を遵守することとされています。

- a 三井住友信託銀行は、本件基金債権譲渡契約に基づいて当社が取得した住友生命に対する本件基金債権、その回収金、本特定社債関連口座の残高及びその余裕金からの投資その他当社に帰属すべき資産（以下本において「本件特定資産等」といいます。）を、自己の固有財産その他の財産と分別して管理します。
- b 三井住友信託銀行は、当社の求めに応じ、本件特定資産等の管理及び処分の状況について説明します。
- c 三井住友信託銀行は、本件特定資産等の管理及び処分の状況を記載した書類を主たる事務所である三井住友信託銀行（本店営業部）に備え置き、当社の求めに応じ、これを閲覧させます。
- d 三井住友信託銀行は、当社の同意なく本件特定資産管理委託契約に定める業務の再委託を行いません。

【管理資産の管理体制】

- a 管理資産の管理を行う会社の統治に関する事項
管理資産である本件基金債権の管理者は、本件特定資産管理受託会社としての三井住友信託銀行です。
 - (a) 企業統治の体制の概要等
三井住友信託銀行は、親会社である三井住友トラスト・ホールディングス株式会社が定めるコーポレートガバナンス基本方針に従い、コーポレート・ガバナンスの強化のために必要な体制を整備しています。
これを実現するため、三井住友信託銀行は監査役会設置会社の形態を採用し、社外監査役が過半数を占める監査役会を設置しています。
 - (b) 会社の機関の内容
 - イ 取締役会
取締役会は、重要な業務執行の決定を行うほか、代表取締役の業務執行を監督する権限を有しています。また、代表取締役は業務の執行状況を取締役に報告する義務を負い、取締役による相互業務監視を実践しています。取締役のうち3名を社外取締役とすることにより、経営の透明性向上と監督機能強化を図っています。
 - ロ 監査役・監査役会
監査役は、取締役会等の重要な会議への出席、取締役等から職務の執行状況についての報告聴取、重要書類の閲覧等により取締役の職務の執行を監査しています。なお、監査役は過半数を社外監査役とすることにより監査機能の独立性を強化しております。
 - ハ 経営会議等
経営に関する重要事項を協議または決定する機関として経営会議を設置しています。経営会議では、取締役会で決定した基本方針に基づき、業務執行上の重要事項について協議または決定を行う他、取締役会決議事項の予備討議等を行っています。
また、投融資審議会、ALM審議会、受託財産運用審議会を設置しているほか、商品審査委員会、オペレーショナル・リスク管理委員会、コンプライアンス委員会等各種委員会を設置しております。
- (c) 内部監査及び監査役監査、会計監査の状況
三井住友信託銀行は、業務執行に係る部署から独立した内部監査部を設置しています。平成29年4月1日現在の内部監査部の人員は153名です。
内部監査部は、国内営業店部、本部等、システムなどの担当に分かれて国内外の監査業務を遂行しています。同社の全業務を検証し、それに基づく評価および改善すべき点の指摘・提言や、改善状況のフォローアップを行っています。
内部監査計画は、親会社が定めた内部監査基本方針に基づき策定し、取締役会にて決定しています。内部監査結果等は、社長に報告するとともに取締役会等にも報告しています。
監査役は、監査役会で策定した監査方針・監査計画に基づき、取締役会等の重要な会議への出席、取締役や執行役員等からの職務執行状況の聴取、重要書類の閲覧、本部及び国内外の支店の実地調査等により、内部統制システムの整備とその運用状況をはじめとする取締役の職務執行状況を監査するとともに、国内子会社等の非常勤監査役を兼職することや海外子会社の実地調査を行うこと等により、子会社等の状況の的確な把握と調査に努めています。監査役は5名（うち3名は社外監査役）で、全員で監査役会を構成しています。
三井住友信託銀行は、会計監査人監査に関して有限責任あずさ監査法人と監査契約を締結しています。
- (d) 監査役と内部監査部門、会計監査人の連携状況
監査役は、毎月1回内部監査部と定期的に会合をもち、意見・情報交換を行っております。また、監査役は、会計監査人と定期的に会合をもち、監査に関する情報、会計監査計画、会計監査実施状況、監査結果等について報告を受け意見交換を行うとともに、必要に応じて随時意見交換及び情報交換を行い、会計監査人が独立の立場を保持し、適切な監査を実施しているかを監査しています。
以上のほか、監査役会、内部監査部及び会計監査人の三者による会合を定期的に行う等、監査役は内部監査部門及び会計監査人との連携強化を図り監査の実効性確保を図っています。

- b 管理資産の管理を行う会社による管理資産に関するリスク管理体制の整備の状況
- 本件特定資産管理受託会社は、管理資産の管理業務を資産金融部で行います。管理業務のための本件特定資産管理委託契約その他の合意及び法令の遵守状況については、資産金融部により定期的に確認される体制が整備されています。

2【管理資産を構成する資産の概要】

(1)【管理資産を構成する資産に係る法制度の概要】

管理資産は、本件基金拠出契約に基づきみずほ証券が取得し、本件基金債権譲渡契約に基づき原保有者から当社に譲渡された住友生命に対する1個の基金債権である本件基金債権です。

基金とは、相互会社が拠出を受けることができる資金の一態様であり、基金を拠出する旨の相互会社と基金拠出者との契約は、消費貸借類似の保険業法が認める独自の資金調達契約であるものと実務上理解されています。

相互会社が基金の拠出を新たに受けるためには、相互会社は保険業法第62条第2項に定める総代会の決議によらなければなりません（保険業法第60条）が、住友生命は、平成24年7月3日に開催された総代会において本件基金拠出契約に基づき基金の拠出を受けるために必要となる定款変更に係る決議を完了しています。

みずほ証券は、本件基金拠出契約に基づき、本件基金拠出日である平成24年8月8日において基金の払込みを行い、同契約の定めに従い、同日に本件基金債権が発生しました。

基金債権は指名債権の一種であり、基金債権の譲渡については、通常の指名債権の譲渡に関する対抗要件の規定が適用されます。本件基金債権譲渡契約に基づく本件基金債権の原保有者であるみずほ証券から当社に対する譲渡については、平成24年8月8日に効力が発生し、本件基金債権の債務者である住友生命の確定日付ある証書による異議なき承諾の方法により債務者及び第三者対抗要件が具備されました。

基金債権を保有する者は、利息の支払を受ける権利及び償却又は元本の償還を受ける権利があるほか、当該基金の拠出の際に締結される契約において規定される権利を有することとなりますが、基金の拠出を受ける相互会社に対する各種の共益権は有しないものとされています。さらに、相互会社が基金債権について利息を支払い又は償却若しくは元本を償還しようとする場合には、保険業法上一定の制限を受けます。本件基金債権に係る利息の支払及び元本の償還の内容並びに本件基金拠出契約上本件基金債権の保有者が有する権利については、後記(3)「管理資産を構成する資産の内容」を参照して下さい。また、住友生命が本件基金債権について利息を支払い又は元本を償還しようとする場合における保険業法上の制限については、後記6「投資リスク」、(1)「投資に関するリスクの特性」、「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」、d「本件基金債権の支払についての保険業法の制限に関するリスク」を、住友生命の前基金及び後基金が本件基金債権に与える影響については、同e「住友生命が拠出を受ける他の基金に関するリスク」をそれぞれ参照して下さい。

本件基金債権の債務者である住友生命に対する倒産、強制執行等に関しては、破産法、民事再生法、特定調停法、更生特例法、保険業法（清算並びに業務及び財産の管理等に関する内閣総理大臣の処分等の場合）及び民事執行法の適用を受けます。破産法は、債務者がその債務を完済することができない場合に、債務者の総財産をすべての債権者に公平に弁済する裁判上の手続を規定する法律です。民事再生法は、債務者の事業又は経済生活の再生を図るための手続を規定する法律です。特定調停法は、支払不能に陥るおそれのある債務者等の経済再生に資するための特定調停の手続を定める法律です。更生特例法は、相互会社等について、利害関係人の利害を調整しつつその事業の維持更生を図るための手続等を定める法律です。民事執行法は、強制執行・担保権の実行等民事執行に関する手続を定める法律です。清算並びに業務及び財産の管理等に関する内閣総理大臣の処分等の場合には、保険業法中の当該手続を定める条項が適用されます。

(2)【管理資産を構成する資産の原保有者の事業の概要】

管理資産を構成する資産の原保有者であるみずほ証券の事業概要については、後記第4「発行者及び関係法人情報」、2「原保有者その他関係法人の概況」を参照して下さい。

(3)【管理資産を構成する資産の内容】

管理資産は、本件基金拠出契約に基づきみずほ証券が取得し、本件基金債権譲渡契約に基づきみずほ証券から当社に譲渡された、住友生命に対する1個の基金債権である本件基金債権です。

本件基金拠出契約に基づく本件基金債権の概要は以下のとおりです。

a 金額
金500億円

b 使途
相互会社における基金

c 実行日
本件基金拠出日

d 償還期日
本件基金償還期日

e 償還方法
本件基金債権の元本は、本件基金償還期日に一括して償還します。
但し、保険業法第55条第2項の制限内で償還するものとし、同条項の制限により償還されない本件拠出金についての償還は、本件基金繰延償還期日に繰り延べられるものとします。ある本件基金繰延償還期日に関し、同日に償還が予定されている本件拠出金の総額が保険業法第55条第2項の制限内において全

額償還されない場合には、当該本件基金繰延償還期日において本件基金拠出契約に基づき償還が予定されている本件拠出金を、保険業法第55条第2項の制限内で償還するものとし、同条項の制限により償還されない本件拠出金の償還はさらに次の本件基金繰延償還期日に繰り延べられるものとし、以後同様とします。

また、住友生命は、後記 i 「期限前償還」の規定に従い、住友生命による期限前償還の申出に対し、基金拠出者が同意した場合に限り、本件基金債権の元本を期限前償還することができます。

f 利率

本件基金拠出日の翌日（この日を含みます。）から本件基金償還期日（この日を含みます。）までの期間について1.132%（1年を365日とする年率）とします。

但し、前記 e 「償還方法」但書の規定に従い、本件基金償還期日又はある本件基金繰延償還期日において本件拠出金の償還を次の本件基金繰延償還期日まで一部又は全部繰り延べた場合には、当該次の本件基金繰延償還期日に係る当該本件基金利息計算期間（後記 g 「利息支払期日及び方法」に定義されます。以下同じ。）について、1.132%（1年を365日とする年率）（以下「本件基金元本繰延後利率」といいます。）とします。

それ以降の本件基金利息計算期間についても、本件基金元本繰延後利率を適用します。

g 利息支払期日及び方法

本件基金本件利息は、本件基金拠出日の翌日（この日を含みます。）から本件基金償還期日（この日を含みます。）までこれを付し、平成25年（この年を含みます。）から平成30年（この年を含みます。）までの毎年8月8日（当該日が銀行営業日でない場合には、その前銀行営業日とします。）の3銀行営業日前の日を支払期日とし、各支払期日に係る本件基金利息計算期間1年分の利息として、本件拠出金の当初元本金額に前記 f 「利率」本文に定める（本件拠出金の償還が繰り延べられる前の）利率を乗じて算出される以下に掲げる金額（以下「本件基金予定利息額」といいます。）を住友生命は基金拠出者に支払うものとします（但し、平成30年の利息の支払期日に係る本件基金利息計算期間については、1年に付されるものとして前記 f 「利率」本文に定める（元本の償還が繰り延べられる前の）利率を用いて算出される以下に掲げる金額を、当該利息の支払期日の直前の8月9日（この日を含みます。）から本件基金償還期日（この日を含みます。）までの期間における利息として住友生命は基金拠出者に支払うものとします。）。なお、ある利息の支払期日に係る「本件基金利息計算期間」とは、当該利息の支払期日の直前の8月9日（この日を含みます。）から当該利息の支払期日の直後に到来する8月8日（この日を含みます。）までの期間をいいます。

平成25年から平成30年までの各支払期日の本件基金予定利息額
金566,000,000円

前記 e 「償還方法」但書の規定に従い、本件基金償還期日又はある本件基金繰延償還期日において本件拠出金の償還が次の本件基金繰延償還期日まで一部又は全部繰延べられた場合、当該次の本件基金繰延償還期日を支払期日とし、当該利息の支払期日に係る本件基金利息計算期間1年分の利息として、当該本件基金利息計算期間の初日の未償還元本金額に、前記 f 「利率」但書に定める本件基金元本繰延後利率を乗じて算出された金額（以下「本件基金元本繰延後利息」といいます。）を支払うものとします。

但し、住友生命は、本件基金本件利息、本件基金元本繰延後利息及び本件基金繰延利息を保険業法第55条第1項の制限内で支払うものとし、同条項の制限により支払われない本件基金本件利息、本件基金元本繰延後利息及び本件基金繰延利息の支払期日は住友生命の次の事業年度の8月8日（当該日が銀行営業日でない場合には、その前銀行営業日とします。）の3銀行営業日前の日に繰り延べられるものとし、以後同様とします（以下本但書の規定により繰り延べられた利息を「本件基金繰延利息」といいます。）。なお、本件基金繰延利息には、利息を付さないものとします。

h 本件拠出金償還場所及び本件基金利息支払場所

本件拠出金償還場所及び本件基金利息支払場所は、基金拠出者が指定する場所とします。

i 期限前償還

住友生命は、本件拠出金の全部又は一部を本件基金償還期日前において償還することはできません。但し、住友生命による期限前償還の申出に対し、基金拠出者が同意した場合は、この限りではありません。

j 劣後条件

前記 e 「償還方法」又は i 「期限前償還」に規定する場合を除く本件拠出金の償還については、保険業法第181条によるものとします。なお、住友生命につき破産手続開始決定、更生手続開始決定又は再生手続開始決定があった場合の取扱いについては、以下の規定に従って行われるものとされており、但し、このような規定の効果については、後記 6 「投資リスク」、(1) 「投資に関するリスクの特性」、 「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」、 d 「本件基金債権の支払についての保険業法の制限に関するリスク」を参照して下さい。

(a) 破産手続開始決定があった場合

本件拠出金の全額の償還以前に、住友生命について、破産法に基づき破産手続開始決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、本件基金拠出契約に基づく本件拠出金の償還請求権及び本件基金利息の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生するものとされています。

(停止条件)

当該破産手続における最後配当(最後配当に代えて簡易配当又は同意配当がなされる場合には、簡易配当又は同意配当を含みます。以下同じ。)のための配当表(更正された場合は、更正後のもの)に記載された最後配当の手続に参加することができる債権のうち、上位債権が、各中間配当、最後配当及び追加配当によって、その債権額につき全額の満足(配当、供託を含みます。)を受けたこと。

(b) 更生手続開始決定又は再生手続開始決定があった場合

本件拠出金の全額の償還以前に、住友生命について、更生特例法に基づき更生手続開始決定がなされ、かつ更生手続が継続している場合、又は民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされ、かつ再生手続が継続している場合、本件基金拠出契約に基づく本件拠出金の償還請求権及び本件基金利息の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生するものとされています。

(停止条件)

住友生命について更生計画認可又は再生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画又は再生計画に記載された変更されるべき権利のうち、上位債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

k 事実の表明及び保証

本件基金拠出契約において、住友生命は基金拠出者に対し、本件基金拠出契約締結日及び本件基金拠出日において、以下の事実を表明し、保証しています。これらの表明及び保証につき違反の事実が判明した場合には、当該違反により基金拠出者の被ったすべての損害、損失及び費用について住友生命は賠償の責に任ぜられるものとされています。

(a) 住友生命は日本法に基づき適法に設立され、有効に存続する相互会社です。

(b) 住友生命は本件基金拠出契約並びに本件基金拠出契約に基づいて交付される他のすべての証書及び文書の締結及び履行をなす権利能力を有しており、これらの締結及び履行に必要な一切の授權手続(保険業法第60条に定める総代会の決議を含みますが、本件基金拠出契約に基づく本件拠出金の償還及び本件基金利息の支払に適用ある法令上個別に必要な総代会の剰余金処分決議を除きます。)を履行しました。

(c) 住友生命による本件基金拠出契約の締結及び履行は、保険業法その他住友生命に適用がある法令、規則、通達、住友生命の定款その他の内部規則、裁判所その他の政府機関の命令若しくは判決、又は住友生命を当事者とする若しくは住友生命が拘束される第三者との間の契約上の規定に、重要な点で違反又は抵触しておらず、住友生命の財産若しくは事業の上に先取特権、担保権その他の負担(本件基金拠出契約に基づき基金拠出者のために負担するものを除く。)を成立させ、又はそのような負担の設定を必要ならしめたりするものではありません。

(d) 住友生命による本件基金拠出契約の締結及び履行に際して、住友生命の側において必要となる許可、認可、承認、通知又は事前の届出は存在しないか、又はすべて完了済みかつ有効(本件基金拠出契約に基づく本件拠出金の償還及び本件基金利息の支払に適用ある法令上個別に必要な総代会の剰余金処分決議を除く。)です。

(e) 本件基金拠出契約の締結及び履行に先立ち、住友生命から基金拠出者に対して直近に提出された貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分に関する決議書(写)は重要な点において正確であり、一般に公正妥当と認められる会計原則に基づき、当該書類作成時点における住友生命の財産及び損益の状況を適切かつ正確に反映したものです。これらの貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分に関する決議書(写)の書類作成時点以降、住友生命の本件基金拠出契約に基づく債務の履行に重大な影響を与える事項は存在していないか、すべて基金拠出者に対して書面で開示されています。

(f) 住友生命に対し、本件基金拠出契約の適法性、有効性若しくは執行可能性、又は本件基金拠出契約に基づく債務を履行する能力について重大な影響を与えうる訴訟、請求その他の司法手続、行政手続又はその他の係争は存在していません。

(g) 本件基金拠出契約に基づき、住友生命から基金拠出者に対し提供される情報は、当該情報の提出日現在、すべての重要な点について真実かつ正確であり、住友生命は基金拠出者にとり重要と思われる情報を削除又は省略していません。また、当該情報は、本件基金拠出日までに拠出され残存するすべての基金の年限及び金額が含まれています。

(h) 住友生命を当事者とする又は住友生命が拘束される契約につき、本件基金拠出契約を締結し又はこれに基づく債務を履行する上で重大な影響を及ぼしうる債務不履行、期限の利益喪失事由若しくは潜在的な期限の利益喪失事由、解除事由、又は契約終了事由(これらの事由には、イ支払の停止、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始若しくは特別清算手続開始の申立てがあったこと、ロ 保険業免許取消の処分を受け、又は解散したこと、ハ 保険業法第241条第1項に基づき、業務の全部若しくは一部の停止、合併若しくは保険契約の移転の協議その他必要な措置、又は保険管理人による業務及び財産の管理を命ずる処分が行われ、かつ、債務超過であることが判明したこと、ニ 保険業法第266条第1項に基づき、同法第260条第1項に定める保険契約の移転等にあたり、住友生命が会員として加入する生命保険契約者保護機構に対する資金援助の申込が行われたこと、ホ 保険業法第267条第1項に基づき、住友生命が会員として加入する生命保険契約者保護機構に対する保険契約の承継等の申込が行われたこと等を含みますが、これらに限られません。)は発生、継続しておらず、かかる事由は住

友生命による本件基金拠出契約の締結、又は本件基金拠出契約に基づく債務の履行の結果発生することはありません。

- (i) 住友生命は、本件基金拠出契約締結日又は本件基金拠出日と同日付で基金を取り入れるための契約を、本件基金拠出契約以外に締結していません。

1 支払及び償還の順序

住友生命は、本件拠出金につき、以下の順序で利払又は償還を行います。

- (a) 本件基金繰延利息
- (b) 本件基金本件利息又は本件基金元本繰延後利息
- (c) 本件拠出金の償還

本件基金債権の住友生命による利息の支払及び元本の償還に関しては、物的又は人的担保は付されていません。

本件基金債権の債務者に関する事項

管理資産を構成する本件基金債権の唯一の債務者である住友生命に関する事項は以下のとおりです。

a 名称

住友生命保険相互会社

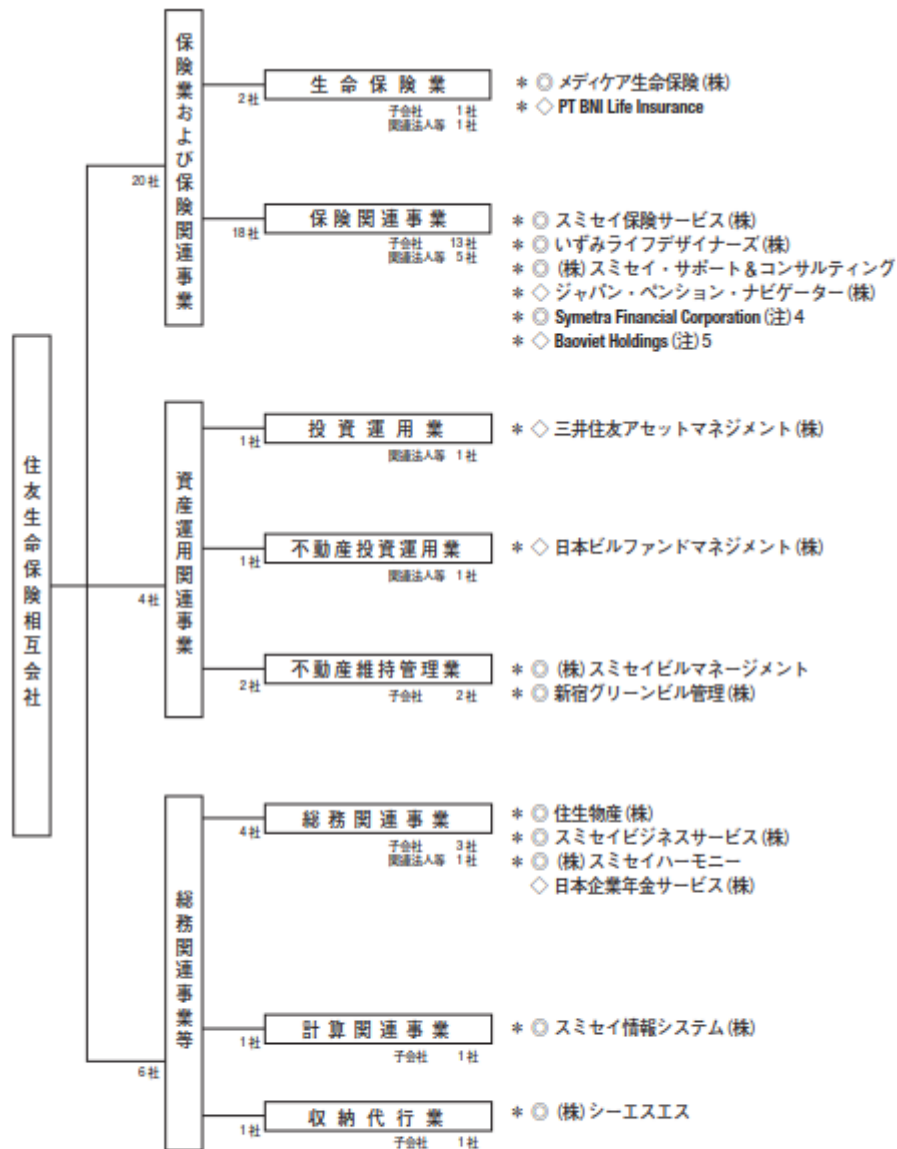
b 組織形態

保険業法第2条第5項に定める相互会社

c 沿革

明治40年 5月	日之出生命保険株式会社設立
大正15年 5月	住友生命保険株式会社に社名変更
昭和22年 8月	国民生命保険相互会社設立
昭和27年 6月	住友生命保険相互会社に社名変更
昭和35年10月	住友生命社会福祉事業団(現住友生命福祉文化財団)設立
昭和60年 6月	住友生命健康財団設立
平成12年 9月	三井グループ・住友グループの金融各社による確定拠出年金の運営 管理機関ジャパン・ペンション・ナビゲーター設立
平成12年11月	住友海上(現三井住友海上)との全面提携
平成13年10月	生保8社による企業年金事務・システム受託会社ジャパン・ペンシ ョン・サービス(現日本企業年金サービス)設立
平成13年11月	三井住友銀行・三井住友海上・三井生命との全面提携
平成14年12月	三井住友アセットマネジメント営業開始
平成16年10月	アリコジャパン(現メットライフ生命)との業務提携
平成17年11月	中国人民保険と合併で中国人民人壽保険を設立
平成18年 6月	外部専門家で構成する「保険金等支払審議会」設置
平成20年 3月	社外有識者で構成する「CS向上アドバイザー会議」設置
平成20年 5月	社外取締役等で構成する「コーポレートガバナンス委員会」設置
平成21年10月	保険代理店子会社を合併し、いずみライフデザイナーズに改称
平成22年 4月	生命保険子会社メディケア生命営業開始
平成24年12月	バオベトホールディングス(ベトナム)と戦略的業務提携を締結
平成25年12月	バンク・ネガラ・インドネシア、BNIライフ・インシュアランスと戦 略的業務提携を締結
平成26年 6月	メディケア生命を完全子会社化
平成27年 7月	指名委員会等設置会社へ移行
平成28年 2月	米国生命保険グループ「シメトラ」の買収手続き完了
平成28年10月	エヌエヌ生命と業務提携を締結

d 事業の内容
事業系統図



- (注) 1. 本図は平成29年3月31日現在の状況です。
 2. 「◎」を表示した会社は子会社(保険業法第2条第12項に規定する子会社)。
 「◇」を表示した会社は関連法人等(保険業法施行令第13条の5の2第4項に規定する関連法人等)です。
 なお、子法人等(保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いた子法人等)はありません。
 3. 「*」を表示した会社は、平成29年3月期の連結子会社、持分法適用会社です。
 4. Symetra Financial Corporationの子会社であるSymetra Life Insurance Companyなど9社も当社の子会社となります。
 5. Baoviet Holdingsの子会社であるBaoviet Life Corporationなど3社も、当社の関連法人等となります。

- e 営業の概況
後記第4「発行者及び関係法人情報」、2「原保有者その他関係法人の概況」、(4)「経理の概況」、
「本件基金債権の債務者」を参照して下さい。
- f 割合その他の管理資産における本件基金債権への集中の状況
住友生命は、管理資産を構成する本件基金債権の唯一の債務者です。
- g 本件基金債権の内容
前記 を参照して下さい。

管理資産を構成する資産に係る価格等の調査の結果及び方法の概要等

調査を行った者 公認会計士 荒川真司

調査の結果 平成24年8月1日現在の特定資産の価格
金49,465百万円から金50,330百万円の範囲

調査の方法 公認会計士 荒川真司は、本件基金債権譲渡契約に基づき当社に譲渡される本件基金債権（特定資産）について、資産流動化法第122条第1項第18号ロに定める価格調査を行いました。この価格調査は、平成10年10月28日付で日本公認会計士協会より公表された「流動化目的」の債権の適正評価について」に示された評価方法に準拠して行われたものです。

(4)【管理資産を構成する資産の回収方法】

管理資産である本件基金債権の利息の支払及び元本の償還については、原保有者から当社に対して本件基金債権が譲渡された後においては、住友生命は当社に対して直接これを行うものとされています。本件基金債権の利息の支払及び元本の償還の詳細については、前記(3)「管理資産を構成する資産の内容」を参照して下さい。

当社は、管理資産である本件基金債権の利息の支払又は元本の償還が行われないこと等により、本特定社債の元金が償還期日（期限前償還事由が生じた場合には、期限前償還期日）に支払われない場合又は本特定社債について期限の利益を喪失した場合には、その時点における資産すべてを、本件特定社債管理者の承認する方法により、又は本件特定社債管理者が必要と認めた場合には特定社債権者集会を開催し、その決議を経た上で換価処分し、その処分による取得金をもって、未償還の本特定社債を償還するものとします。

3【管理及び運営の仕組み】

(1)【資産管理等の概要】

【管理資産の管理】

a 概要

管理資産を構成する本件基金債権は、本件基金拋出契約に基づき原保有者であるみずほ証券が住友生命に対して基金の拋出を行うことによって発生したものです。

原保有者であるみずほ証券は、本件基金債権譲渡契約に基づく本件基金債権の譲渡に際して、自らがその保有している本件基金債権の単独唯一の権利者であり、その権利は他者の如何なる担保権その他の権利にも服するものではなく、自分のみがその処分権限を有することを除き、当社に対して、本件基金債権に関連して、その有効性を含む一切の事項についての事実表明及び保証を何ら行っておりません。

本件基金債権の債務者である住友生命は、本件基金拋出契約において、本件基金拋出契約締結日付及び本件基金拋出日付で、基金拋出者に対し、前記2「管理資産を構成する資産の概要」、(3)「管理資産を構成する資産の内容」、k「事実の表明及び保証」記載の事実を表明し、保証しています。

本特定社債権者以外に、当該管理資産に関し、証券を保有している者は存在しません。当社の特定出資及び優先出資の状況並びにその保有者については後記第4「発行者及び関係法人情報」、1「発行者の状況」を参照して下さい。なお、当社は、未償還の本特定社債が残存する限り当該特定出資の保有者たる特定社員及び優先出資社員に対する配当を行わないこと並びに特定資本金の額及び優先資本金の額の減少を行わないことを、本件特定社債管理委託契約において約束しています。

住友生命による本件基金債権の利息の支払は各本件基金利息支払期日に、元本の償還は本件基金償還期日に当社に対して直接行われます。本特定社債要項においては、本件基金債権の利息の支払による回収金は当社の利息支払勘定に、本件基金債権の元本の償還による回収金は当社の元金償還勘定において管理するものとされています。

当社は本件特定資産管理委託契約に基づき、本件特定資産管理受託会社に対し、本件基金債権の管理及び処分に関する業務を委託しています。

b 回収金の処理の方法

(a) 本件特定社債管理委託契約において、当社は本件特定社債管理委託契約に定めるとおり、当社の本特定社債関連口座を開設するものとし、本特定社債関連口座内の金銭を、イ費用支払勘定、ロ利息支払勘定及びハ元金償還勘定に区分して管理するものとされています。

(b) 本件特定社債管理委託契約において、当社は、保有する金銭を後記(c)、イからホまでに定める方法に基づき、本特定社債関連口座内においてのみ保管するものとされています。但し、本特定社債関連口座を開設している金融機関の格付がそれぞれの本件格付機関による格付において、いずれか一方でも下記口座変更基準に定める格下げが公表された場合には、当社は当該格下げが公表されてから可能な限り速やか（遅くとも14銀行営業日以内）に、本件格付機関の格付において下記の基準を上回る金融機関に新たに本特定社債関連口座を開設し、従来の本特定社債関連口座において保管されていた金銭をそれぞれ本件特定社債管理者に対する書面による通知の上、移転するものとし、以後も同様とします。なお、当社は、すべての本件格付機関の格付において下記の基準を上回る格付を取得している金融機関への本特定社債関連口座の移転については、本件特定社債管理者に対する書面による通知の上、いつでも行うことができます。

口座変更基準

株式会社格付投資情報センター

短期格付（又はこれと同等とみなされる発行体格付）がa-2（又はこれと同順位の格付）未満となった場合

株式会社日本格付研究所

短期格付（又はこれと同等とみなされる長期格付）がJ-1（又はこれと同順位の格付）未満となった場合

(c) 本件特定社債管理委託契約において、当社は下記イからホまでに定める方法と順序においてのみ金銭の支払を行うことができるものとされています。

イ 当社は、(イ)本件基金拋出契約に基づき住友生命から受領した金銭のうち本件基金債権の利息として受領した金銭、(ロ)住友生命が支払った本件基金債権に係る利息に関して源泉徴収が義務付けられる税金の全額又は一部の還付を当社が受領した場合における当該還付金、及び(ハ)本件信用枠設定契約に基づく住友生命からの借入金については、本特定社債関連口座に入金した上、利息支払勘定において管理し、本件基金拋出契約に基づき住友生命から受領した金銭のうち本件基金債権の元本として受領した金銭については、本特定社債関連口座に入金した上、元金償還勘定において管理します。出資発行代り金については、その総額を本特定社債関連口座に入金した上、基金利息源泉徴収予定額については利息支払勘定において、出資発行代り金から基金利息源泉徴収予定額を差し引いた残額については費用支払勘定においてそれぞれ管理します。当社が本特定社債の発行によって受領した特定社債発行代り金については、その総額を本特定社債関連口座に入金した上、費用支払勘定において管理します。また、上記以外に当社が金銭を受領した場合における当該金銭については、その総額を本特定社債関連口座に入金した上、利息支払勘定において管理します。

- 本特定社債の元金を償還すべき日又は利息を支払うべき日において、下記の順序に従い、費用並びに本特定社債の元金及び利息等の支払を行うものとします。但し、本特定社債の元金及び利息の支払に関しては後記4「証券所有者の権利」、(2)「利払日及び利息支払の方法」及び同(3)「償還期限及び償還の方法」、「償還の方法及び期限」の規定に従います。なお、ある本特定社債の利息を支払うべき日における下記(イ)、 から まで並びに下記(イ)、 及び に基づく利息支払勘定から費用支払勘定への振替は、下記(イ)、 から まで並びに下記(イ)、 及び に従って振替を行うべき金額の累計が、金149,066,000から基金利息源泉徴収予定額を差し引いた金額(0円未満の場合には、0円とします。)に1/5を乗じた金額(1円未満の端数は切り捨てます。)に満つるまでは行わないものとし、かかる金額を超過する場合に限り、当該超過額についてのみ行うものとします。

(イ) 本特定社債の元金を償還すべき日に該当しない本特定社債の利息を支払うべき日

利息支払勘定からの振替

当社に対し、日本国又はその地方公共団体若しくはその下部行政機関により課される公租公課のうち当該本特定社債の利息を支払うべき日に確定あるいは合理的に見込まれる、当該本特定社債の利息を支払うべき日以降次回本特定社債の利息を支払うべき日の前日までに支払期限の到来する金額の費用支払勘定への振替。

当該本特定社債の利息を支払うべき日に確定あるいは合理的に見込まれる、当該本特定社債の利息を支払うべき日以降次回本特定社債の利息を支払うべき日の前日までに支払期限の到来する「諸費用」相当額の費用支払勘定への振替(但し、当該振替額は、本特定社債の利息を支払うべき日あたり本件利息差額を上限とします。)。

本(c)において「諸費用」とは、以下に掲げる費用を意味するものとします。

- () 本件特定社債管理者に対して、本件特定社債管理委託契約に基づき支払う特定社債管理手数料並びに損害、債務及び費用
- () 本件特定資産管理受託会社である三井住友信託銀行に対して、本件特定資産管理委託契約に基づき支払う報酬、立替費用及び損害等の補償
- () 当社が当社の会計監査人に対して支払う報酬及び費用
- () 本件格付機関に対して支払う本特定社債に関する格付手数料
- () 支払代理人である三井住友信託銀行に対して、本件特定社債事務委託契約に基づき支払う元金償還手数料及び利息支払手数料
- () 事務管理会社である東京共同会計事務所に対して、本件事務管理委託契約に基づき支払う報酬
- () 税務事務管理受託者である東京共同会計事務所に対して、本件税務事務管理委託契約に基づき支払う報酬

前記 以外に当社の運営及び管理に必要な費用(以下「その他費用」といいます。)でかつ当該本特定社債の利息を支払うべき日に確定あるいは合理的に見込まれる、当該本特定社債の利息を支払うべき日以降次回本特定社債の利息を支払うべき日の前日までに支払期限の到来する費用が発生した場合には、当該金額の費用支払勘定への振替(但し、当該振替額は、本特定社債の利息を支払うべき日あたり上記 に基づく振替額と併せて本件利息差額を上限とします。)。

利息支払勘定からの支払、留保及び振替

本特定社債の利息の支払。

前記 、 に基づく振替額が、本件利息差額に達した後、さらに諸費用でかつ当該本特定社債の利息を支払うべき日に確定あるいは合理的に見込まれる、当該本特定社債の利息を支払うべき日以降次回本特定社債の利息を支払うべき日の前日までに支払期限の到来する費用がある場合には、当該金額の費用支払勘定への振替。

前記 、 及び に基づく振替額が、本件利息差額に達した後、さらにその他費用でかつ当該本特定社債の利息を支払うべき日に確定あるいは合理的に見込まれる、当該本特定社債の利息を支払うべき日以降次回本特定社債の利息を支払うべき日の前日までに支払期限の到来する費用がある場合には、当該金額の費用支払勘定への振替。

利息支払勘定の残高が10,000,000円に満つるまでの利息支払勘定における留保。

本件信用枠設定契約に基づく借入金の元利金その他の支払。支払順序は、まず利息を、当該利息を発生させる元本の借入時期の早い順に支払い、次に元本を、当該元本の借入時期の早い順に支払います。

前記 から までの支払、留保及び振替を行った後の残余については、利息支払勘定に留保するものとします。

- (ロ) 本特定社債の元金を償還すべき日(前記1「概況」、(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」、「期限前償還」の規定に従い期限前償還される場合を含みます。)

利息支払勘定からの振替

当社に対し、日本国又はその地方公共団体若しくはその下部行政機関により課される公租公課のうち、本特定社債の元金を償還すべき日に確定あるいは当該本特定社債の元金を償還すべき日の時点で、本特定社債の元金を償還すべき日以降に発生することが合理的に見込まれる金額の費用支払勘定への振替。

本特定社債の元金を償還すべき日に確定あるいは当該本特定社債の元金を償還すべき日の時点で、本特定社債の元金を償還すべき日以降に発生することが合理的に見込まれる諸費用相当額の費用支払勘定への振替(但し、当該振替額は、本件利息差額を上限とします。)。本特定社債の元金を償還すべき日に確定あるいは当該本特定社債の元金を償還すべき日の時点で、本特定社債の元金を償還すべき日以降に発生することが合理的に見込まれるその他費用相当額の費用支払勘定への振替(但し、当該振替額は、前記 に基づく振替額と併せて本件利息差額を上限とします。)。

利息支払勘定からの支払及び振替

本特定社債の利息の支払。但し、後記 、 に基づく処理を行った後の利息支払勘定からかかる支払を行います。

後記 、 に基づく本特定社債の元金の支払に不足が生じる場合に、当該不足額の元金償還勘定への振替。

前記 、 に基づく振替額が、本件利息差額に達した後、さらに本特定社債の元金を償還すべき日に確定あるいは当該本特定社債の元金を償還すべき日の時点で、本特定社債の元金を償還すべき日以降に発生することが合理的に見込まれる諸費用がある場合には、当該金額の費用支払勘定への振替。但し、後記 に基づく処理を行った後の利息支払勘定からかかる振替を行います。

前記 、 及び に基づく振替額が、本件利息差額に達した後、さらに本特定社債の元金を償還すべき日に確定あるいは当該本特定社債の元金を償還すべき日の時点で、本特定社債の元金を償還すべき日以降に発生することが合理的に見込まれるその他費用がある場合には、当該金額の費用支払勘定への振替。但し、後記 に基づく処理を行った後の利息支払勘定からかかる振替を行います。

本件信用枠設定契約に基づく借入金の元利金その他の支払。支払順序は、まず利息を、当該利息を発生させる元本の借入時期の早い順に支払い、次に元本を、当該元本の借入時期の早い順に支払います。但し、後記 に基づく処理を行った後の利息支払勘定からかかる支払を行います。

元金償還勘定からの支払及び振替

前記 、 に基づく本特定社債の利息の支払に不足が生じる場合に、当該不足額の利息支払勘定への振替。

本特定社債の元金の支払。但し、前記 、 に基づく処理を行った後の元金償還勘定からかかる支払を行います。

前記 、 から までにに基づく支払に不足が生じる場合に、当該不足額の利息支払勘定への振替。

- 八 前記イ及びロの規定にかかわらず、当社は、払込期日に(但し、下記(ニ)から(ト)までについては、請求のあり次第速やかに)以下の支払を費用支払勘定より行うものとします。
- (イ) 払込期日までに支払期限の到来した公租公課
 - (ロ) 幹事会社に対して、本件引受契約に基づき支払う引受手数料及び費用
 - (ハ) 三井住友信託銀行に対して、本件特定社債事務委託契約に基づき支払う特定社債事務委託手数料及び本件特定資産管理委託契約に基づき支払う報酬
 - (ニ) 本特定社債の発行に関し、保管振替機構に対して支払う手数料
 - (ホ) みずほ証券に対して、アドバイザリー契約に基づき支払うアドバイザリー手数料(以下「本件アドバイザリー報酬」といいます。)
 - (ヘ) 事務管理会社である東京共同会計事務所に対して、本件事務管理委託契約に基づき支払う報酬
 - (ト) その他本特定社債の発行に関連して必要となる費用(当社設立費用、弁護士費用、会計士費用、税理士費用、本件格付機関に対して支払う格付手数料等を含みますが、これらに限られません。)
 - (チ) 本件基金債権譲渡契約第2条第1項に基づき、当社から原保有者に対して支払う本件基金債権の売買代金
- 二 当社は、本(c)に定める日以外の日において、前記イから八までの規定にかかわらず、費用支払勘定から公租公課、諸費用及びその他費用をいつでも支払うことができます。また、その際、当該支払に対し費用支払勘定の残高が不足する場合には、利息支払勘定から振替を行うことができるものとします。但し、当該振替については、6月末日(この日を含みます。)からその直後に到来する本特定社債の利息を支払うべき日までの間に行いません。
- ホ 本特定社債権者は、本(c)に従って本特定社債権者以外の者に支払われた金額について、その後に到来する本特定社債の元金を償還すべき日又は本特定社債の利息を支払うべき日における当社の財産の不足を理由としてその返還を求める権利を有しないものとします。

- c 本特定社債の元本の償還及び利子の支払等に重大な影響を及ぼす要因については、後記6「投資リスク」、(1)「投資に関するリスクの特性」、 「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」を参照して下さい。

【管理報酬等】

管理資産から支払われる報酬及び手数料としては以下のものがあり、前記「管理資産の管理」、b「回収金の処理の方法」、(c)の記載に従い支払います。

- a 当社は、当初支払手数料として、幹事会社に対する引受手数料、三井住友信託銀行に対する特定社債事務委託手数料及び特定資産管理委託手数料、本特定社債の振替機関である保管振替機構に対する手数料、みずほ証券に対する本件アドバイザー報酬、東京共同会計事務所に対する本件事務管理委託契約に基づく報酬、本特定社債の発行に関連して必要となる費用(当社設立費用、弁護士費用、会計士費用、税理士費用、本件格付機関に対する格付手数料等を含みますがこれらに限られません。)及びその他当社を維持するために必要となる費用を支払うものとし、その合計は約250,000,000円です。
- b 当社は、期中費用として以下の費用を支払います。
- (a) 支払代理人である三井住友信託銀行を通じて、本特定社債権者が本特定社債を保有する口座管理機関に対して、イ 元金償還手数料として、当該本特定社債の元金(期限前償還する場合には、償還価額の総額)の10,000分の0.075並びにこれに対する消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を、口 利息支払手数料として、当該本特定社債の元金(期限前償還期日における利金支払の場合には、償還価額の総額)の10,000分の0.075並びにこれに対する消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を、それぞれ支払います。当社は、イ 元金償還手数料を本特定社債の償還期日(期限前償還事由が生じた場合には、期限前償還期日)の3営業日前の日までに、口 利息支払手数料を本特定社債の利払期日の3営業日前の日までに、それぞれ支払代理人である三井住友信託銀行に交付します。
- (b) 本件特定社債管理者である三井住友信託銀行に対して、毎月の特定期債管理手数料を、おのおのその前月末における本特定社債の未償還元金残高100円につき0.5銭の料率(年率)で月割により計算し、これに消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を、毎年3月及び9月の25日(銀行営業日でない場合には、その前銀行営業日)に支払います。但し、払込期日が属する月については、払込期日の翌日から当該月末日までの手数料を発行額に対して日割で計算し、また本特定社債の償還期日に本特定社債が全額償還される場合、償還期日が属する月については、当該月初日から償還期日までの手数料を前月末における本特定社債の未償還元金残高に対して日割で計算します。この場合の日割計算は、年365日の方法によります。また、本件特定社債管理者である三井住友信託銀行が前記1「概況」、(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」、「期限前償還」、cに定める判断を行った場合には、かかる判断の結果の如何にかかわらず、本件特定社債管理者である三井住友信託銀行に対して、特定社債管理手数料として5,000,000円(消費税及び地方消費税相当額は別途)を期限前償還期日に支払います。
- (c) 本件特定資産管理受託会社である三井住友信託銀行に対して、アップフロントの委託報酬として5,000,000円(消費税及び地方消費税相当額は別途)を平成24年8月8日に支払いました。また、年間委託報酬として800,000円(消費税及び地方消費税相当額は別途)を、平成24年8月8日を初回の支払期日とし、以降平成29年8月8日まで毎年8月8日(銀行営業日でない場合には、その前銀行営業日)を支払期日として前払で支払うものとされています。但し、本件特定資産管理委託契約の契約期間が延長される場合の当該延長期間における委託報酬額については、当社及び本件特定資産管理受託会社が別途合意するものとされています。
- (d) 上記以外の主な期中費用として、当社は、本件格付機関に対する格付手数料、当社の会計監査人に対する報酬及び東京共同会計事務所に対する報酬その他当社を維持するために必要となる費用を支払うものとし、その合計は年間約10,000,000円です。

【その他】

当社の定款の変更は、総特定社員の半数以上であって総特定社員の議決権の4分の3以上に当たる多数による特定社員総会の決議によらなければなりません。

資産流動化計画を変更する場合は、資産流動化法第151条から第157条までに従って行います。

当社は、本件特定社債管理委託契約において、事前に本件特定社債管理者の書面による承諾がない限り、定款及び資産流動化計画を変更(但し、a 後記4「証券所有者の権利」、(4)「その他」、「当社の遵守事項」、q 但書に基づいて特定出資を発行するために定款を変更する場合、及びb 資産流動化計画を変更する場合で、その変更の内容が資産流動化法第151条第3項各号に定める場合を除きます。)しないことを約束しております。

本件特定社債管理委託契約において、当社は、資産関連諸契約及び本件基金拠出契約は、本件特定社債管理者の事前の書面による承諾があり、かつ資産流動化計画の変更を伴う場合には資産流動化法に従い資産流動化計画を変更しない限り変更することができないものとされています。

本件基金債権譲渡契約を変更する場合には、本件格付機関にその旨を書面で通知することとしています。

本件特定社債管理委託契約が変更された場合には、当社は速やかにその旨を本件格付機関に報告します。

本件特定資産管理委託契約の条項の変更・修正を行う場合には、本件特定社債管理者及び本件格付機関の承認を得るものとされています。

定款、資産流動化計画の変更、関係法人との契約の更改等を行った場合には、監督当局への届出、特定目的会社登録簿への記載又は公告など資産流動化法等に従った所定の措置を取ります。

(2)【信用補完等】

出資発行代り金のうち、基金利息源泉徴収予定額については当社の利息支払勘定において本特定社債の利息の支払等のための現金準備として、出資発行代り金から基金利息源泉徴収予定額を差し引いた残額については費用支払勘定において当社の諸費用の支払等のための現金準備として、それぞれ留保し、本特定社債要項において認められた方法及び順序に従い利用することができ、かかる金額の限度において本特定社債の利息の支払の信用補完・流動性補完となり得ます。

本件信用枠設定契約

- a 当社は、本件信用枠設定契約に基づき、各本件基金利息支払期日において、以下の条件のすべてが満たされている場合にのみ、住友生命から借入申込可能金額を限度として借り入れを行い、その一部又は全部を本特定社債の利息の支払に利用することができます。かかる借入金にかかる金額の限度において、本特定社債の利息の支払の信用補完・流動性補完となり得ます。
- (a) 当該本件基金利息支払期日に関連して、本件信用枠設定契約の規定に従い当社が借入申込通知書を住友生命に適式に交付し、これを住友生命が適式に受領していること。
- (b) 前記(a)における借入申込通知書に記載された借入申込金額が、当該借入申込期日における借入申込可能金額を超えていないこと。
- (c) 前記(a)における借入申込通知書に記載された借入申込金額と当該時点における従前の個別貸付に係る未返済金額（もしあれば）との合計額が信用枠金額を超えていないこと。
- (d) 本特定社債が、有効に発行され、かつ成立していること。
- (e) 当社が、本特定社債について期限の利益を喪失していないこと。
- (f) 当社が、本件信用枠設定契約締結日において、以下に掲げる書面をすべて住友生命に交付していること。
- イ 本件信用枠設定契約締結日前3か月以内に作成された当社の特定目的会社登記簿謄本又はこれに代わる履歴事項全部証明書
- ロ 本件信用枠設定契約締結日前3か月以内に作成された当社の印鑑証明書
- ハ 本件信用枠設定契約締結日現在における当社の定款の写し
- ニ 本件信用枠設定契約の締結を当社の取締役が決定したことを証する取締役決定書の写し
- ホ 当社につき資産流動化法第4条に基づく届出が受理されていることを権限ある政府機関が証明する書面の写し
- b 当社は、各本件基金利息支払期日において個別貸付を希望する場合には、借入申込通知書を当社の登録印鑑を用いて作成し、関連する借入申込期日の5銀行営業日前の日において特定資産管理受託者としての三井住友信託銀行によって作成された当該銀行営業日現在における利息支払勘定の残高を証明する文書を添付して、当該本件基金利息支払期日に関連する借入申込期日までに、本件信用枠設定契約所定の方法により住友生命に交付するものとされています。この場合、当該借入申込通知書に記載する借入申込金額は、当該借入申込期日における借入申込可能金額を超えることはできないものとされています。
- c 当社は、本件特定社債管理委託契約において、本特定社債の各利払期日の15銀行営業日前の日において本件信用枠設定契約に規定する借入申込可能金額が正の値となる場合は、本件信用枠設定契約に基づく借入が可能である限り、本件信用枠設定契約に基づき、住友生命から前記 a、(c)の条件を満たした借入申込可能金額の借入を行うものとされています。
- d 当社は、住友生命に対して、各個別貸付につき個別貸付予定返済日において、次の算式により得られた額の金員を当該個別貸付の利息として支払うものとされています。なお、利息の金額の計算においては、1円未満の端数は切り捨てるものとされています。

$$\frac{\text{当該個別貸付予定返済日における当該個別貸付の元本金額} \times \text{個別貸付適用利率} \times \text{当該個別貸付が実行された日（この日を含みます。）から当該個別貸付予定返済日（この日を含みません。）までの実日数}}{360}$$

- e 当社は、住友生命に対して、各個別貸付につき個別貸付予定返済日において、各個別貸付の元本を一括して返済するものとされています。但し、本件基金償還期日において実行された個別貸付の元本については、当社は住友生命に対して、本件基金償還期日において住友生命が支払った本件基金利息に関して源泉徴収が義務付けられる税金の全額又は一部の還付を当社が受けた場合における当該還付金の範囲内で（かつ、一部のみの還付がなされた場合には当該元本の金額に充つるまで）、当該還付金に関連する個別貸付予定返済日に返済するものとされています。
- f 前記 d に基づき個別貸付の利息を支払い、又は前記 e に基づき個別貸付の元本を支払う場合、当該支払を行う個別貸付予定返済日において当社の利息支払勘定内の金銭から、前記(1)「管理資産等の概要」、 「管理資産の管理」、 b「回収金の処理の方法」、(c)の記載に従い、本件信用枠設定契約に基づく個別貸付の元利金の償還又は支払に先んじて支払われるべきものの総額を控除した金額が、当該個別貸付予定返済日において本件信用枠設定契約に規定する充当の順序に従った個別貸付の元利金等の

金額全額の支払に不足する場合においては、当該個別貸付の元利払の期限は当該不足額に対応する部分について次回の本件基金利息支払期日の直後に到来する利払期日まで自動的に延長されるものとされています。かかる延長された期間中、当該個別貸付の元本につき個別貸付適用利率による利息を付すものとし、当該個別貸付の元利金につき本件信用枠設定契約所定の遅延利息は付されないものとされています。この元利払の期日の延長は、平成30年の本件基金利息支払期日の直後に到来する利払期日においては行われないものとされています。

- g 当社による個別貸付の元利金の支払に関する債務、その他本件信用枠設定契約に基づき当社が住友生命に対して負担する債務の履行は、本特定社債の元利金がすべて償還され又は支払われてから1年と1日を経過するまで、本件信用枠設定契約責任財産のみを責任財産として、かつ前記(1)「管理資産等の概要」、「管理資産の管理」、b「回収金の処理の方法」、(c)に規定される支払順序に従ってのみ行われるものとされ、住友生命は本件信用枠設定契約責任財産以外の当社の財産に、個別貸付における元利金支払請求権その他本件信用枠設定契約に基づき住友生命が当社に対して有する請求権の満足を得るために差押、仮差押、保全処分、強制執行その他これに類する手続の申立てを行う権利を放棄するものとされています。本特定社債の元利金がすべて償還され又は支払われ、かつ当社が還付請求を行った税金が全額還付された時点において、住友生命の当社に対する債権額が本件信用枠設定契約責任財産の額を超過するときは、住友生命は当該超過額に相当する範囲においてその債権を放棄したものとみなすものとされています。
- h 本件信用枠設定契約中の別段の定めにかかわらず、当社が本特定社債について期限の利益を喪失した場合においては、本件信用枠設定契約に基づく当社の住友生命に対する本件信用枠設定契約上の一切の債務(前記d又はeに従って支払期日が一旦到来したものの前記f及びgに基づき未払となっている債務を含みます。)は、本特定社債の元利金がすべて償還され又は支払われることを条件として支払われるものとし、当社はこの条件が成就しない限り、当社の住友生命に対する本件信用枠設定契約に基づく一切の債務を支払うことはできないものとされています。
- i 本件信用枠設定契約有効期間中において、(a)税率の変更又は新たな種類の源泉税が課されることにより、各本件基金利息支払期日における本件基金利息の支払について源泉徴収が義務づけられる税金の金額が増加することが明らかとなった場合、又は、(b)源泉税の還付が著しく遅れた場合においては、当社の請求により、以下の定めに従い信用枠金額は増額されます。即ち、上記(a)の場合には、源泉徴収が義務づけられる税金についてかかる新たな金額が適用される本件基金利息支払期日以降(この日を含みます。)において実行される個別貸付に適用される信用枠金額は、当社の請求により、イ当該増加額に、ロかかる事態が発生した後、本件基金利息支払期日が到来する回数を乗じた金額分だけ増加するものとし、その後も同様とされます。また、上記(b)の場合には、源泉税の還付が著しく遅れたため、本件信用枠設定契約に基づき行われた個別貸付の元利金の支払のための借入を繰り返した結果、信用枠を超える場合、当社の請求により、当該超過金額分だけ信用枠金額が増加するものとされています。
- j 本特定社債について期限の利益を喪失した場合(以下「本件信用枠設定契約の期限の利益喪失事由」といいます。)、住友生命による通知催告等がなくとも、当社は住友生命に対する本件信用枠設定契約上の一切の債務について当然に期限の利益を失い、前記hの条件が成就された後に、かかる債務を弁済するものとされています。
- k 本件信用枠設定契約は、本件信用枠設定契約有効期間中有効であるものとし、当社及び住友生命は、本件信用枠設定契約有効期間中、理由の如何を問わず、本件信用枠設定契約を解除又は解約できないものとされています。本件信用枠設定契約有効期間の終了後も、当社が本件信用枠設定契約に関して住友生命に対して負うすべての債務の履行が完了するまでの間は、当該債務の履行に関係する限りにおいて、本件信用枠設定契約の関係部分は有効に存続するものとされています。
- l 当社は、後記m又はn記載の当社の表明及び保証が真実かつ正確でなかったこと、本件信用枠設定契約に違反したこと若しくは本件信用枠設定契約に基づく当社の作為若しくは不作為又はこれらに関連して、住友生命に生じるあらゆる損害若しくは債務、並びにこれらに関連して住友生命に対し提訴された訴訟又は損害賠償につき住友生命が防御するための合理的な費用及び経費を補償することに合意しています。但し、ここに規定された補償は、住友生命の故意又は重大な過失に起因するいかなる損害、債務、費用又は経費に関しても適用されないものとされています。
- m 当社は、本件信用枠設定契約締結日において、以下の事実を表明し、保証するものとされています。
- (a) 当社は、日本法に基づき適法に設立され、有効に存続する資産流動化法上の特定目的会社です。
- (b) 当社は、本件信用枠設定契約並びに本件信用枠設定契約に基づいて交付される他のすべての証書及び文書の締結及び履行をなす権利能力を有しており、これらの締結及び履行に必要な一切の授權手続を履践しました。
- (c) 当社による本件信用枠設定契約の締結及び履行は、当社に適用がある法令、規則、通達、当社の定款その他の内部規則、裁判所その他の政府機関の命令若しくは判決、又は当社を当事者とする若しくは当社が拘束される第三者との間の契約上の規定に、違反又は抵触しておらず、当社の財産若しくは事

業の上に先取特権、担保権その他の負担(本件信用枠設定契約に基づき住友生命のために負担するものを除く。)を成立させ、又はそのような負担の設定を必要ならしめたりするものではありません。

- (d) 当社による本件信用枠設定契約の締結及び履行に際して、当社の側において必要となる許可、認可、承認、通知又は事前の届出は存在しないか、又はすべて完了済みです。
 - (e) 当社に対し、本件信用枠設定契約の適法性、有効性若しくは執行可能性、又は本件信用枠設定契約に基づく債務を履行する能力について重大な影響を与えうる訴訟、請求その他の司法手続、行政手続又はその他の係争は存在しません。
 - (f) 当社を当事者とする若しくは当社が拘束される契約につき、本件信用枠設定契約を締結し又はこれに基づく債務を履行する上で重大な影響を及ぼしうる債務不履行は発生、継続しておらず、かかる債務不履行が当社による本件信用枠設定契約の締結、又は本件信用枠設定契約に基づく債務の履行の結果発生することはありません。
 - (g) 本件特定社債管理委託契約は、大要本件信用枠設定契約に別紙4として添付される様式により締結されています。
 - (h) 本件特定社債管理委託契約において当社が表明した事実は、かかる表明が行われた日においていずれも真実です。
 - (i) イ 前記 j 記載の本件信用枠設定契約の期限の利益喪失事由又はロ 期間の経過若しくは通知若しくはその両方によって前記 j 記載の本件信用枠設定契約の期限の利益喪失事由となる事由のいずれも発生していません。
 - (j) イ 本特定社債の期限の利益喪失事由となる事態又はロ 期間の経過若しくは通知若しくはその両方によって本特定社債の期限の利益喪失事由となる事態のいずれも発生していません。
- n 当社は、個別貸付が実行される各本件基金利息支払期日において、下記の事実を表明し、保証するものとされています。
- (a) 当社は日本法に基づき適法に設立され、有効に存続する資産流動化法上の特定目的会社です。
 - (b) 当社は、当該本件基金利息支払期日において実行される個別貸付並びに本件信用枠設定契約に基づいて当該個別貸付に関連して交付される他のすべての証書及び文書の締結及び履行をなす権利能力を有しており、これらの締結及び履行に必要な一切の授權手続を履践しました。
 - (c) 当社による当該本件基金利息支払期日において実行される個別貸付に基づく借入及びこれに関する義務の履行は、当社に適用がある法令、規則、通達、当社の定款その他の内部規則、裁判所その他の政府機関の命令若しくは判決、又は当社を当事者とする若しくは当社が拘束される第三者との間の契約上の規定に、違反又は抵触しておらず、当社の財産若しくは事業の上に先取特権、担保権その他の負担(本件信用枠設定契約に基づき住友生命のために負担するものを除く。)を成立させ、又はそのような負担の設定を必要ならしめたりするものではありません。
 - (d) 当社による当該本件基金利息支払期日において実行される個別貸付に基づく借入及びこれに関する義務の履行に際して、当社の側において必要となる許可、認可、承認、通知又は事前の届出は存在しないか、又はすべて完了済みです。
 - (e) 当社に対し、当社による当該本件基金利息支払期日において実行される個別貸付に基づく借入の適法性、有効性若しくは執行可能性、又は本件信用枠設定契約に基づく債務を履行する能力について重大な影響を与えうる訴訟、請求その他の司法手続、行政手続又はその他の係争は存在していません。
 - (f) 当社を当事者とする若しくは当社が拘束される契約につき、当社による当該本件基金利息支払期日において実行される個別貸付に基づく借入及びこれに関する義務の履行上、重大な影響を及ぼしうる債務不履行は発生、継続しておらず、かかる不履行は当社による当該本件基金利息支払期日において実行される個別貸付に基づく借入及びこれに関する義務の履行の結果発生することはありません。
 - (g) イ 前記 j 記載の本件信用枠設定契約の期限の利益喪失事由又はロ 期間の経過若しくは通知若しくはその両方によって前記 j 記載の本件信用枠設定契約の期限の利益喪失事由となる事由のいずれも発生していません。
 - (h) イ 本特定社債の期限の利益の喪失事由又はロ 期間の経過若しくは通知若しくはその両方によって本特定社債の期限の利益の喪失事由となる事態のいずれも発生していません。
 - (i) 当社が個別貸付に基づき借り入れた金銭については、本件信用枠設定契約所定の資金使途にのみ使用し、それ以外の目的に使用しません。
- o 当社は、本件信用枠設定契約に基づく住友生命に対する債務が存続する限り、以下の事項を遵守するものとされています。
- (a) 実務上可能な限り速やかに、但し、いかなる場合においても当社の事業年度の最終日から90日以内に、当社の当該事業年度に関する、当社の会計監査人によって監査済みの貸借対照表及び損益計算書の写しを、住友生命に交付すること。
 - (b) 本件信用枠設定契約及び本件特定社債管理委託契約(本特定社債要項を含む。)を遵守し、これらに基づく義務を、これを履行すべき時期に適切に履行すること。
 - (c) 本件信用枠設定契約に基づく義務の履行に必要な許可、認可、同意及び承諾をこれらを取得すべき時期に取得し、本件信用枠設定契約に基づく義務の履行に必要な通知及び届出をこれを行うべき時期に行うこと。
 - (d) 当社に適用ある法律、政令、規則、通達及びその他の規制を遵守すること。

- (e) イ 前記 j 記載の本件信用枠設定契約の期限の利益喪失事由又はロ 期間の経過若しくは通知若しくはその両方によって前記 j 記載の本件信用枠設定契約の期限の利益喪失事由となる事態が発生した場合又は発生するおそれのある場合、直ちに住友生命に対してこれを書面で通知すること。
- (f) 当社の定款、登記事項又は登録された印鑑が変更された場合、遅滞なく住友生命に対してこれを書面で通知すること。
- (g) 当社の本件信用枠設定契約に基づく義務(個別貸付に基づく元利金支払義務を含むがこれに限られない。)の履行に重大な悪影響を与え、又は与えるおそれのある事由が発生した場合、直ちに住友生命に対してこれを書面で通知すること。
- (h) 本件特定社債管理委託契約(本特定社債要項を含む。)に基づき本件特定社債管理者又は本特定社債権者に対して通知、届出又は文書の提出を行った場合には、それらの写しを遅滞なく住友生命に交付すること。
- (i) 当社は、本件基金利息について源泉徴収された税金の還付金を権限ある政府機関から受領した場合で、かつ、かかる還付により当社が当該時点までに本件基金利息について源泉徴収された税金の全額の還付を受けることになった場合には、かかる還付金の受領後2週間以内に、大要本件信用枠設定契約に別紙6として添付される様式による書面によりその旨を住友生命に通知すること。また、当社は、各年度の税務申告時において、源泉税の還付を受けることができる権利がある時は、申告を速やかに行い、その権利を放棄しないこと。
- (j) 当社は、資産流動化計画において認められる借入以外の借入を行わないものとする。

期中における利息支払勘定における留保

さらに、本特定社債の元利金支払に不足することに備えるため、本件信用枠設定契約に基づく借入金その他の支払に先立って、本特定社債の元金を償還すべき日に該当しない本特定社債の利息を支払うべき日においては、当社の諸費用及び本特定社債の利息を支払った後の利息支払勘定の残高が金10,000,000円に満つるまで利息支払勘定に留保し、本特定社債の元利金支払の信用及び流動性補完措置とします。

(3) 【利害関係人との取引制限】

該当事項はありません。

4【証券所有者の権利】

本特定社債権者が有する利息支払請求権及び元本償還請求権は、各々、本特定社債の各利払期日及び償還期日（期限前償還事由が発生した場合、期限前償還期日）に、当該日に支払が行われるべき金額について確定的に発生します。利息支払請求権及び元本償還請求権の消滅時効は、かかる権利が確定的に発生する利払期日及び償還期日から各々5年及び10年です。

本特定社債に関する元金及び利息は、社債等振替法及び前記1「概況」、(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」、「振替機関に関する事項」記載の振替機関の振替業に係る業務規程その他の規則に従い、各本特定社債権者に係るそれぞれの口座管理機関を通じて支払われます（但し、直接加入者の自己保有分については、支払代理人よりかかる直接加入者に対し、直接、支払われます。）。

本特定社債権者は、資産流動化法第128条に基づき、当社の財産について他の債権者に先立って自己の本特定社債に係る債権の弁済を受ける権利を有します。かかる先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとされています。

本特定社債（利息を含みます。）は、本特定社債要項に従って強制執行可能な当社の有効な、法的拘束力のある、直接、無条件、取消不能かつ非劣後の債務であり、各本特定社債間では、債務の履行方法その他を理由として優先又は劣後することなく、支払の優先順位その他一切の点において同順位です。

当社は、本特定社債の全額が償還されるまでは、本特定社債以外の現在又は将来の債務を担保するために、当社の資産の上に抵当権、質権、先取特権その他の担保（資産流動化法第128条に規定する一般担保は除きます。）を設定せず、またこれを発生せしめないものとします。

本特定社債権者は、本特定社債の償還期日が到来した場合又は本特定社債が前記1「概況」、(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」、「期限の利益喪失事由」の規定に基づき期限の利益を喪失した場合において、当社の資産から充当した後に、本特定社債の未償還元金又は未払の利息が存在する場合、本特定社債の未償還元金総額及び未払利息額が当社のすべての財産が換金された金額を超過するときは、その超過額につき、その債権を放棄するものとします。

本特定社債権者は、本特定社債の元利金がすべて償還され又は支払われてから1年と1日を経過するまでの間は、当社又はその財産について、破産手続開始、再生手続開始、特別清算開始その他法令上適用のありうる同様の法的手続を自ら又は第三者を通じて申し立てず、第三者による申立てに対し参加、同意等を行わないものとされます。

本特定社債の利率、利払日及び利息支払の方法、償還期限償還の方法及び証券所有者の権利の内容等は以下のとおりです。

(1) 利率

年1.12%

(2) 利払日及び利息支払の方法

本特定社債の利息は、適用利率により、払込期日の翌日（この日を含みます。）から償還期日（期限前償還事由が発生した場合には、期限前償還期日）（この日を含みます。）までこれを付し（但し、後記 に従います。）、平成25年8月8日を第1回としてその日までの1年分を支払い、その後毎年8月8日に、おのおのその日（当日を含みます。）までの1年分を支払います（但し、後記 に従います。）。

償還期日（期限前償還事由が発生した場合には、期限前償還期日）後は、本特定社債には利息を付しません。但し、当社が後記(3)「償還期限及び償還の方法」、「償還の方法及び期限」、aの規定に違背したときは、当社は償還期日（期限前償還事由が発生した場合には、期限前償還期日）の翌日（この日を含みます。）から本特定社債の当該未償還元金が実際に支払われる日（この日を含みます。）までの期間につき、適用利率と同じ利率による遅延利息を支払います。なお、かかる遅延利息については、1年を365日とする日割計算をもって計算します。

期限前償還事由が発生した場合（但し、当該期限前償還事由に係る期限前償還期日が利払期日の場合を除きます。）には、期限前償還期日の直前の利払期日（期限前償還期日が第1回の利払期日より前の日である場合には、払込期日）の翌日（この日を含みます。）から期限前償還期日（この日を含みます。）までの期間に係る本特定社債の利息（以下「経過利息」といいます。）については、1年を365日とする日割計算をもって計算し、期限前償還期日に支払います。

本特定社債の利払期日が銀行営業日でない場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げます。かかる支払の繰上げに関して利息の減額又はその他の控除は行われません。

(3) 償還期限及び償還の方法

償還価額

各本特定社債の金額100円につき金100円とします。但し、前記1「概況」、(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」、「期限前償還」に基づき期限前償還される場合は、同「期限前償還」、dに定める金額によります。

償還の方法及び期限

- a 本特定社債の元金は、償還期日に一括償還します。但し、当社は、期限前償還事由が発生した場合、前記1「概況」、(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」、「期限前償還」の規定に従い、期限前償還期日において、本特定社債の元金全部(一部は不可)を一括して期限前償還します。
- b 前記aにかかわらず、本特定社債の償還期日(期限前償還事由が発生した場合には、期限前償還期日)が銀行営業日でない場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げます。かかる支払の繰上げに関して利息の減額又はその他の控除は行われません。

(4) その他

特定社債権者集会

- a 本特定社債に関する特定社債権者集会は東京都において開催され、本特定社債権者はその有する本特定社債の金額(償還済みの額を除き、当社が有する本特定社債の金額は算入しません。)に応じて、議決権を有するものとします。
- b 本特定社債に関する特定社債権者集会は、当社又は本件特定社債管理者がこれを招集するものとし、資産流動化法第154条第1項の規定により当社が特定社債権者集会を招集する場合等、法令に別段の定めがある場合を除き、特定社債権者集会の日の3週間前までに特定社債権者集会を招集する旨及び資産流動化法第129条第2項において準用する会社法第719条各号に掲げる事項を公告します。
- c 本特定社債の総額(償還済みの額を除き、当社が有する本特定社債の金額は算入しません。)の10分の1以上に当たる本特定社債を有する本特定社債権者は、社債等振替法第118条において準用する同法第86条第3項所定の書面を本件特定社債管理者に提示した上、特定社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社又は本件特定社債管理者に提出し、特定社債権者集会の招集を請求することができます。
- d 特定社債権者集会のための一切の費用は、当社が負担します。

当社の遵守事項

本件特定社債管理委託契約において、当社は、本件特定社債管理者に対し、本特定社債の元利金のすべてが償還され又は支払われるまでの間、以下の各号に定めるところを遵守することを約束しています。

- a 当社は、本件基金債権譲渡契約上の履行すべき一切の義務を履行し、本件基金債権譲渡契約の各条項に従います。
- b 当社は、資産流動化法上の特定目的会社として、その業務の遂行に必要な債務の負担をせず、また、資産流動化計画に従って営む資産の流動化に係る業務及びその附帯業務(対価を得て、当該資産流動化計画に記載され、又は記録された特定資産以外の資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供を行うことを除きます。)のほか、他の業務を行いません。
- c 資産流動化計画に定める場合を除き、当社は、本特定社債以外の現在又は将来の当社又は第三者の債務を担保するために、当社の資産の全部又は一部に抵当権、質権その他一切の担保権を設定せず、また第三者の債務を担保するために保証債務を負担しません。
- d 本特定社債要項に定める場合、本件特定社債管理委託契約に定める場合及び資産流動化計画に定める場合を除き、当社は、当社の資産につき貸付、譲渡、交換その他の処分を行いません。
- e 当社は、本件基金債権の価値を維持・増加するために必要な資金を借入れる場合(但し、本特定社債に劣後する借入に限ります。)、又は本特定社債の元利金を償還若しくは支払うために必要な資金を借入れる場合、その他法令及び資産流動化計画の双方に基づき許容される場合(当社が優先出資を発行する場合において、私募の取扱契約を締結することを含みますがこれに限られません。)を除き、借入又はその他一切の債務負担行為をしません。
- f 当社は、資産流動化計画に従って営む前記b記載の業務及びその附帯業務に必要な資金を調達せず、リースを受けず、また、かかる業務遂行に必要な従業員を雇用しません。
- g 当社は、当社の財産である金銭を本件特定社債管理委託契約の定めに従って支出又は運用します。
- h 当社は、資産関連諸契約及びこれに関連する契約に基づく他方当事者の義務を履行させるために必要なすべての行為を行い、かかる契約を遵守し、それに基づく当社の義務をその条項に従って履行します。
- i 当社は、本件基金拠出契約に基づく住友生命の義務を履行させるために必要なすべての行為を行います。

- j 当社は、事前に本件特定社債管理者の書面による承諾がない限り、定款及び資産流動化計画を変更（但し、(a)後記q但書に基づいて特定出資を発行するために定款を変更する場合、及び(b)資産流動化計画を変更する場合で、その変更の内容が資産流動化法第151条第3項各号に定める場合を除きます。）しません。
- k 各利払期日の15銀行営業日前の日において本件信用枠設定契約に規定する借入申込可能金額が正の値となる場合は、当社は、本件信用枠設定契約に基づく借入が可能である限り、本件信用枠設定契約に基づき、住友生命から、前記3「管理及び運営の仕組み」、(2)「信用補完等」、「本件信用枠設定契約」、a、(c)記載の条件を満たした借入申込可能金額の借入を行います。
- l 前記3「管理及び運営の仕組み」、(2)「信用補完等」、「本件信用枠設定契約」、i第1文に定める場合、当社は、同第2文及び第3文に基づき信用枠金額の増加を請求します。
- m 当社は、当社に適用される法令、規則、命令、判決、決定、通達、当社の定款その他の内部規則及び資産流動化計画を遵守します。
- n 当社は、資産流動化法、金融商品取引法及びその他の関連法令等に従って官庁等に対する必要な届出、報告等に関する事務（金融商品取引法に基づく有価証券報告書、半期報告書及び臨時報告書の提出を含みますがこれらに限られません。）を適式に行います。
- o 当社は、特定資本金の額及び優先資本金の額の減少を行いません。
- p 当社は、本件特定社債管理委託契約の締結日までに住友生命に対して発行しているものを除き、優先出資を発行しません。但し、当社は、本特定社債の元利金の償還若しくは支払又はこれらに関連する費用（本特定社債の期限前償還の場合を含みますが、これに限られません。）その他当社の事業の運営、維持及び管理に必要な費用を支払うための資金を調達する場合には、資産流動化法の定めに従い、随時優先出資を発行することができます。
- q 当社は、本件一般社団法人以外の者に対して、特定出資を発行しません。但し、当社は、本件一般社団法人に対して、資産流動化法の定めに従い、随時特定出資を発行することができます。
- r 当社は、子会社（会社法第2条第3号並びに会社法施行規則第3条第1項及び第3項における意味を有します。）を持ちません。
- s 当社は、本特定社債の元利金のすべてが償還され又は支払われるまでは、資産流動化法第12条に基づく廃業の届出を行いません。
- t 当社は、他の会社と合併を行いません。
- u 当社は、当社の特定社員及び優先出資社員に対する配当を行いません。
- v 当社は、適用ある法令上提出が必要となる税務関連の申告書を税務当局にその提出すべき時期までに提出し、本件基金債権の利息に賦課された源泉税の還付に必要となる措置を実務上可能な限り早期に行います。
- w 当社は、自ら又は当社の役員若しくは当社の特定社員をして、当社又はその資産について、本特定社債に関する当社の債務の償還が完了してから1年と1日を経過するまでの間、破産手続開始、再生手続開始、特別清算開始その他法令上適用のありうる同様の法的手続を申し立てる権利を放棄し又は放棄せしめることに同意します。

本特定社債の地位

- a 本特定社債権者は、資産流動化法第128条に基づき、当社の財産について他の債権者に先立って自己の本特定社債に係る債権の弁済を受ける権利を有します。かかる先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとします。
- b 本特定社債（利息を含みます。）は、本特定社債要項に従って強制執行可能な当社の有効な、法的拘束力のある、直接、無条件、取消不能かつ非劣後の債務であり、各本特定社債間では、債務の履行方法その他を理由として優先又は劣後することなく、支払の優先順位その他一切の点において同順位です。
- c 当社は、本特定社債の全額が償還されるまでは、本特定社債以外の現在又は将来の債務を担保するために、当社の資産の上に抵当権、質権、先取特権その他の担保（資産流動化法第128条に規定する一般担保は除きます。）を設定せず、またこれを発生せしめないものとします。

公告の方法

本特定社債に関し本特定社債権者に対し公告する場合は、法令に別段の定めがある場合を除き、官報に掲載してこれを行います。但し、本特定社債要項の規定に基づいて行うべき公告は、本件特定社債管理者が本特定社債権者の権利保護のため必要でないと認めた場合には、これを行うことを要しません。また、本件特定社債管理者が公告を行う場合は、法令所定の方法によるほか、前記1「概況」、(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」、「期限前償還」、e、同f又は同「期限の利益喪失事由」、eに基づいて公告を行う場合、前記「特定社債権者集会」、bにおいて本件特定社債管理者が招集者となる場合その他本件特定社債管理者が本特定社債権者のために必要と認める場合には、官報に掲載してこれを行います。

本特定社債要項及び本件特定社債管理委託契約の閲覧及び謄写

本特定社債要項及び本件特定社債管理委託契約の謄本は、当社及び本件特定社債管理者の本店に備え置き、その営業時間中、一般の閲覧又は謄写に供します。かかる謄写に要する一切の費用は、かかる請求をした者の負担とします。

本特定社債要項の変更

- a 本特定社債要項に定められた事項（但し、発行代理人及び支払代理人の記載を除きます。）の変更は、法令の定めがある場合を除き、特定社債権者集会の決議を要します。但し、特定社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じません。
- b 前記aの特定社債権者集会の決議は、本特定社債要項と一体をなすものとされ、本特定社債を有するすべての本特定社債権者に対してその効力を有します。

元利金の支払

本特定社債に関する元金及び利息は、社債等振替法及び前記1「概況」、(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」、「振替機関に関する事項」記載の振替機関の振替業に係る業務規程その他の規則に従って支払われます。

発行代理人及び支払代理人

本特定社債の、前記1「概況」、(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」、「振替機関に関する事項」記載の振替機関の振替業に係る業務規程その他の規則における発行代理人及び支払代理人は、三井住友信託銀行とします。

5【管理資産を構成する資産の状況】

(1)【管理資産を構成する資産の管理の概況】

管理資産を構成する資産の管理の状況については、前記3「管理及び運営の仕組み」、(1)「資産管理等の概要」、「管理資産の管理」を参照して下さい。

(2)【損失及び延滞の状況】

	総債権残高	延滞額	比率
平成27年12月	50,340,426千円	- 千円	- %
平成28年12月	50,340,426千円	- 千円	- %
平成29年12月	50,340,426千円	- 千円	- %

総債権残高とは、当該月末における管理資産の元利金等合計額をいいます。

(3)【収益状況の推移】

	第4期 自平成27年 1月 1日 至平成27年12月31日	第5期 自平成28年 1月 1日 至平成28年12月31日	第6期 自平成29年 1月 1日 至平成29年12月31日
収益 金融収益	566,000千円	566,000千円	566,000千円
費用	569,419千円	569,420千円	569,418千円
期末残高 元本金額の期末残高	50,000,000千円	50,000,000千円	50,000,000千円
元本金額の期末残高に占める収益額の比率	1.13%	1.13%	1.13%
元本金額の期末残高に占める費用額の比率	1.13%	1.13%	1.13%

(4)【買戻し等の実績】

該当事項はありません。

6【投資リスク】

(1) 投資に関するリスクの特性

当社は、本件基金債権を裏付けとして本特定社債を発行しています。本特定社債の元利金の支払は、当社が取得した本件基金債権の元利金を支払原資として行われますが、住友生命の信用状態が悪化した場合その他の理由により、かかる支払債務の履行が行われない可能性があります。したがって、本特定社債の元利金支払の前提となっている本件基金債権の支払債務の履行が必ずしも確実に行われるとは限らない以上、本特定社債においてはその元本や一定の投資成果が保証されているものではありません。

本件基金債権にかかる支払債務の履行の程度その他の理由に基づく本件基金債権の価値の下落、その他、下記「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」に記載される事由により、投資家は損失を被ることがあります。

また、本特定社債は預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構、農水産業協同組合貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。

本特定社債に関する投資リスクに関する投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事由については、下記「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」を参照して下さい。

上記及び下記「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」に記載される将来に関する事項は本有価証券報告書提出日現在において判断したものです。

元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因

a 元本償還資金又は利息支払資金が不足するリスク

当社は通常の事業会社等とは異なり、特定社員及び優先出資社員からの出資金及び原保有者から取得する本件基金債権の他には、特段の資産を有しません。このため、本特定社債の償還及び利息の支払は本件基金債権の債務者である住友生命による本件基金債権の元本の償還及び利息の支払の状況に影響されることとなります。そのため、住友生命による本件基金債権の元本の償還及び利息の支払の状況如何によつては、本特定社債の元本の償還又は利息の支払に支障が生じる可能性があります。

また、前記3「管理及び運営の仕組み」、(2)「信用補完等」、「本件信用枠設定契約」に記載されるとおり、住友生命は当社との間で本件信用枠設定契約を締結し、一定の条件のもとで本特定社債の利息支払のための資金を貸し付けるものとされています。しかし、後記f「本件信用枠設定契約に基づく住友生命の貸付実行に関するリスク」でも記載されるように、この貸付についてもその時々住友生命の信用状況如何によつては、本件信用枠設定契約において規定されているとおりにこれが行われない可能性があります。

このように本特定社債の元本償還資金又は利息支払資金は専ら住友生命の信用力に依存しており、その時々住友生命の信用力によつては、本特定社債の元本の償還又は利息の支払に支障が生じる可能性があります。

これらのリスク要因に対しては、前記3「管理及び運営の仕組み」、(2)「信用補完等」に定める一定の信用補完措置及び流動性補完措置を講じること等の手当てにより、一定の範囲内での対応が図られております。しかしながら、かかるリスクがすべて排除されている訳ではありません。詳細は、前記3「管理及び運営の仕組み」、(2)「信用補完等」を参照して下さい。

b 本特定社債の元本の償還に関するリスク

本特定社債の元本の償還は、前記4「証券所有者の権利」、(3)「償還期限及び償還の方法」に従って行われ、同項記載のとおり償還期日において一括償還することを予定しています。しかしながら、住友生命による本件基金債権の利息の支払及び元本の償還状況並びに住友生命の財務状況によつては、本特定社債の元本償還資金が不足し、その結果予定された償還期日において本特定社債の償還ができない場合があります。また、前記1「概況」、(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」、「期限の利益喪失事由」記載の期限の利益喪失事由が発生した場合においても、前記4「証券所有者の権利」、(3)「償還期限及び償還の方法」記載の償還期日において償還されない場合があります。

かかるリスク要因については、住友生命の財務状況に起因するものであり、当社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが排除されている訳ではありません。

c 本特定社債の利息の支払に関するリスク

本特定社債の利息の支払は、前記4「証券所有者の権利」、(2)「利払日及び利息支払の方法」記載のとおり利払期日において、同項記載の利息支払の方法に従って行われることを予定しています。しかしながら、住友生命による本件基金債権の利息の支払及び元本の償還状況、住友生命による本件信用枠設定契約に基づく貸付の実行状況並びに住友生命の財務状況によつては、本特定社債のその時々における利息支払資金が不足し、その結果、かかる予定された利払期日において本特定社債の利息の支払ができない場合があります。また、前記1「概況」、(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」、「期限の利益喪失事由」記載の期限の利益喪失事由が発生した場合においても、前記4「証券所有者の権利」、(2)「利払日及び利息支払の方法」記載のとおり利払期日において利息が支払われない場合があります。

かかるリスク要因については、住友生命の財務状況に起因するものであり、当社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが排除されている訳ではありません。

d 本件基金債権の支払についての保険業法の制限に関するリスク

前記 a 「元本償還資金又は利息支払資金が不足するリスク」に記載のとおり、当社は通常の事業会社等とは異なり、特定社員及び優先出資社員からの出資金及び原保有者から取得する本件基金債権の他には、特段の資産を有しません。また、本件基金債権の債務者である住友生命による債務の履行につき、他のいかなる第三者も保証を行っているものではありません。従って、本特定社債の償還及び利息の支払は本件基金債権の債務者である住友生命による本件基金債権の元本の償還及び利息の支払の状況に直接影響されることとなりますが、本件基金債権の債務者である住友生命による本件基金債権の元本の償還及び利息の支払は、本件基金拋出契約に規定する条件に服するほか、以下のような保険業法上の制限を受けます。

(a) 本件基金債権の利息の支払に関する保険業法上の制限

住友生命の各事業年度における本件基金債権の利息の支払は、法定基金利払限度額を限度として行うことができ（保険業法第55条第1項）、かつ、本件基金利息の支払をその内容とする剰余金の処分にに関する議案が住友生命の総代会による承認決議を経た場合において、これを行うことができます。即ち、住友生命は、本件基金拋出契約において本件基金債権の利息の支払を約束していますが、各事業年度において法定基金利払限度額が、本件基金拋出契約上住友生命が支払うべきとされる本件基金債権の利息の金額に満たない場合や本件基金債権の利息の支払をその内容とする剰余金の処分にに関する議案が住友生命の総代会において承認されない場合においては、当該事業年度において住友生命は当社に対して本件基金拋出契約に基づく本件基金債権の利息の全部又は一部を支払うことができず、また、当社も住友生命によって支払われない本件基金拋出契約に基づく本件基金債権の利息の全部又は一部の支払を住友生命に強制することができないと考えられています。なお、住友生命の総代会は、本件基金拋出契約に基づく本件基金債権の利息の支払をその内容とする剰余金の処分にに関する議案を承認する義務を当社又はその他の第三者に対して負担しておらず、当該事業年度における法定基金利払限度額が、本件基金拋出契約上住友生命が支払うべきとされる本件基金債権の利息の金額に満つる場合であったとしても、住友生命の総代会において本件基金債権の利息の支払をその内容とする剰余金の処分にに関する議案が承認されるとは限りません。

(b) 本件基金債権の元本の償還に関する保険業法上の制限

住友生命の各事業年度における本件基金債権の元本の償還は、法定基金償還限度額を限度として行うことができるものとされていますが、保険業法第113条前段の規定により貸借対照表の資産の部に計上した額の全額を償却した後でなければ基金の償却は行い得ないものとされています（保険業法第55条第2項）。さらに、住友生命が各事業年度において本件基金債権の元本の償還を行う場合には、原則として、本件基金債権の元本の償還を内容とする剰余金の処分にに関する議案につき住友生命の総代会による承認決議を経る必要がありますが、任意積立金としての基金償却準備金を取り崩す方法により本件基金債権の元本の償還を行う場合においては、当該基金償却準備金の取り崩しに関する議案が住友生命の取締役会による承認決議を経ることによりこれを行うことができるものと考えられています。かかる金額の制限及び手続上の制限を遵守した上で、本件基金債権の元本の償還を行う場合には、住友生命は当該償還金額に相当する金銭を基金償却積立金として積み立てなければならないものとされています（保険業法第56条）。

住友生命は、既に保険業法第113条前段の規定により貸借対照表の資産の部に計上した額の全額を償却していますが、当該事業年度において法定基金償還限度額が、本件基金拋出契約上住友生命が償還すべきとされる本件基金債権の元本の金額に満たない場合には、住友生命は当社に対して本件基金拋出契約に基づく本件基金債権の元本の全部又は一部を償還することができず、また当社も住友生命によって償還されない本件基金債権の本件基金拋出契約に基づく元本の全部又は一部の償還を住友生命に強制することができないと考えられています。また、本件基金債権の元本の償還を内容とする剰余金の処分にに関する議案につき住友生命の総代会による承認決議を得られない場合には、住友生命は当社に対して本件基金債権の本件基金拋出契約に基づく元本の全部又は一部を償還することができず、また、当社も住友生命によって支払われない本件基金債権の本件基金拋出契約に基づく元本の全部又は一部の償還を住友生命に強制することができないと考えられています。なお、住友生命の総代会は、本件基金債権の元本の償還をその内容とする剰余金の処分にに関する議案を承認する義務を当社又はその他の第三者に対して負担しておらず、法定基金償還限度額が、本件基金拋出契約上住友生命が償還すべきとされる本件基金債権の元本の金額に満つる場合であったとしても、住友生命の総代会において本件基金拋出契約に基づく本件基金債権の元本の償還をその内容とする剰余金の処分にに関する議案が承認されるとは限りません。但し、住友生命の任意積立金としての基金償却準備金が存在する場合、住友生命の総代会における剰余金の処分にに関する議案の承認決議や住友生命の取締役会による取り崩しの決議がない場合においても、当該基金償却準備金の限度において、当社は本件基金拋出契約に基づき住友生命が償還すべきとされる本件基金債権の元本の償還を住友生命に対して請求することができるものと考えられています。

また、住友生命が償還する本件基金債権の元本の金額相当の金銭の基金償却積立金の積立てを行えない場合には、かかる本件基金債権の元本の償還を行うことができません。

上記(a)及び(b)記載のように、本件基金債権の債務者である住友生命による本件基金債権の元本の償還及び利息の支払は、本件基金拋出契約に規定する条件に服するほか、以上のような保険業法上の制限を受けます。本件基金拋出契約によれば、保険業法の制限により償還されない本件基金債権の元本の償還又は保険業法の制限により支払われない利息の支払は、繰り延べられます。これらの条件及び制限の結

果、本特定社債元本の償還又は利息の支払が行われない可能性があります。なお、この場合でも、本特定社債については、元本の償還及び利息の支払について、償還期日及び利払期日の繰延べは一切行われません。

(c) 住友生命の解散時又は破産手続、更生手続若しくは再生手続の開始時における本件基金債権の支払に関する制限

保険業法第181条第2項は、解散した相互会社の清算人が基金の払戻をする場合に、「相互会社の債務の弁済をした後でなければ、してはならない」とし、相互会社の解散時においては、基金の払戻はその他の相互会社の債務の弁済に劣後することを規定しています。また、かかる規定は、「基金の払戻」即ち元本の償還のみではなく利息の支払にも準用されるべきとの主張も行われています。また、本件基金拠出契約上、イ住友生命につき本件拠出金の償還以前に破産手続開始決定がなされ、かつ、破産手続が継続している場合には、本件基金拠出契約に基づく本件拠出金の償還請求権及び本件基金利息の支払請求権の効力は、当該破産手続における最後配当（最後配当に代えて簡易配当又は同意配当がなされる場合には、簡易配当又は同意配当を含みます。以下同じ。）のための配当表（更正された場合は、更正後のもの）に記載された最後配当の手続に参加することができる債権のうち、上位債権が、各中間配当、最後配当及び追加配当によって、その債権額につき全額の満足（配当、供託を含みます。）を受けたことを停止条件として発生するとされています。そして、ロ住友生命につき本件拠出金の償還以前に、更生特例法に基づき更生手続開始決定がなされ、かつ更生手続が継続している場合、又は民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされ、かつ再生手続が継続している場合には、本件基金拠出契約に基づく本件拠出金の償還請求権及び本件基金利息の支払請求権の効力は、住友生命について更生計画認可又は再生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画又は再生計画に記載された変更されるべき権利のうち、上位債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたことを停止条件として発生するとされています。

なお、更生特例法上、相互会社について更生手続が開始された場合、更生特例法第260条第1項及び第3項並びに会社更生法第168条第3項により、更生計画においては、異なる種類の権利を有する者の間においては、以下に掲げる種類の権利の順位を考慮して、更生計画の内容に公正かつ衡平な差を設けなければならないとされています。この場合の権利の順位とは、(イ)更生担保権、(ロ)一般の先取特権その他一般の優先権がある更生債権、(ハ)（ロ）、(ニ)及び(ホ)に掲げるもの以外の）更生債権、(二)約定劣後更生債権、(ホ)基金に係る更生債権、(ヘ)社員権の順序となります。

一方、相互会社について破産手続又は再生手続が開始された場合については、更生手続の場合とは異なり、基金債権の取扱いについて直接これに言及した規定は破産法、民事再生法その他の法律において設けられておりません。

但し、上記の更生特例法等の規定は、前述のような契約当事者が停止条件構成を用いて劣後債権に係る絶対劣後扱いについて合意すること自体を否定する趣旨ではなく、相互会社について更生手続、破産手続又は再生手続が開始された場合においても、かかる劣後債権に係る絶対劣後扱いについての合意もその効力が認められると解されています。

このように、本特定社債の元利金の全額が支払われる以前において、住友生命が相互会社として解散し、又は破産手続開始決定、更生手続開始決定若しくは再生手続開始決定を受けた場合においては、かかる規定の適用又は準用を受け、当社が本件基金債権の元利金の支払につき住友生命の他の債権者に劣後する結果、本特定社債の元利金の全額を支払うために十分な資金を得られない可能性があり、その結果本特定社債の元利金の償還及び支払をなしえなくなる可能性があります。

かかるリスク要因については、保険業法、破産法、会社更生法、民事再生法及び更生特例法などに基づく法制度及び住友生命の財務状況に起因するものであり、当社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが排除されている訳ではありません。

e 住友生命が拠出を受ける他の基金に関するリスク

住友生命は本件基金債権の他にも基金の拠出を受けており、また、将来において基金の拠出を受ける可能性があります。

即ち、住友生命は、本件基金拠出契約において、前基金を全額償還する前に、本件基金拠出契約に基づく本件拠出金の償還を行わないとしております。なお、前基金の償還と本件基金拠出契約に基づく本件拠出金の償還を同一の剰余金処分を経て行う場合については、法定基金償還限度額から前基金の償還に必要な額を控除した額の範囲内において、本件拠出金の償還を行うものとしています。また、前基金の基金利息と本件基金拠出契約に基づく本件基金利息を同一の剰余金処分を経て支払う場合については、法定基金利払限度額から前基金の基金利息の支払に必要となる額を控除した額の範囲内において、本件基金利息の支払を行うものとしています。従って、前基金が存在することにより、本件拠出金の元本の償還及び利息の支払が予定どおり行われない可能性があり、その結果本特定社債の元本の償還及び利息の支払が予定どおり行われない可能性があります。

後基金については、後基金の拠出金の償還（期限前償還を含みます。）は、本件拠出金の全額の償還前に行わないものとし、かつ本件基金拠出契約に基づく利息と後基金の利息を同一の剰余金処分を経て支払う場合においては、それらの全額を支払うことができない場合には、本件基金拠出契約に基づく本件基金利息の支払を優先するものとされています。但し、保険業法第55条第2項第3号は、基金の償却の限度額を計算するにあたり、貸借対照表上の純資産額から「基金利息の支払額」を控除するべきことを明

示しており、後基金の利息の支払が本件基金元本の償還に先立って行われる可能性があり、これにより本件基金元本の償還、ひいては本特定社債の元金の償還が予定どおり行えなくなる可能性があります。かかるリスク要因については、本件基金拠出契約の規定及び保険業法などに基づく法制度に起因するものであり、当社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが排除されている訳ではありません。

f 本件信用枠設定契約に基づく住友生命の貸付実行に関するリスク

当社は住友生命との間で本件信用枠設定契約を締結し、本特定社債の利息の支払に関する信用補完・流動性補完措置の一部としています。しかしながら、本件信用枠設定契約に基づく住友生命の貸付には一定の条件が付されているほか、その金額に上限があるため、本特定社債の利息を予定どおり支払うための十分な資金の貸付を住友生命から受けられない可能性があります。また、住友生命が本件信用枠設定契約に基づく貸付を行う義務について第三者は一切保証を行っておらず、かかる貸付が行われるか否かは専ら当該貸付の時点での住友生命による履行能力に依存しており、住友生命に十分な履行能力がない場合には当該貸付が行われないことがあり、この場合、本特定社債の利息の支払を予定どおり行えない可能性があります。本件信用枠設定契約に基づく住友生命の貸付の条件及び金額の上限については、前記3「管理及び運営の仕組み」、(2)「信用補完等」、「本件信用枠設定契約」を参照して下さい。かかるリスク要因については、本件信用枠設定契約の規定、保険業法などに基づく法制度及び住友生命の財務状況に起因するものであり、当社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが排除されている訳ではありません。

g 原保有者の破産等に伴うリスク

当社は本件基金債権譲渡契約に基づき原保有者から本件基金債権の譲渡を受けましたが、かかる本件基金債権の譲渡につき、原保有者の破産手続、更生手続、再生手続その他の倒産手続において、裁判所あるいは管財人等により、本件基金債権は原保有者の破産財団、更生会社の財産、再生債務者の財産等に属するものであって、当社の本件基金債権に対する権利は原保有者の破産手続、更生手続、再生手続その他の倒産手続との関係で担保権に過ぎないものとして取り扱われるリスクは、以下のような理由から極めて低いものと当社は考えております。

- (a) 原保有者及び当社は、本件基金債権譲渡契約に基づき、本件基金債権の真正な売却及び購入を意図していること。
- (b) 原保有者は、本件基金債権譲渡契約に基づき本件基金債権が当社に移転した後は、本件基金債権に対して一切の権利を有さないこと。
- (c) 本件基金債権譲渡契約上、当社は、原保有者に対して本件基金債権の買い戻しを請求する権利を有さず、また、原保有者は本件基金債権の買い戻しを行う義務を負担していないこと。
- (d) 原保有者は、本件基金債権譲渡契約上、本件基金債権の譲渡実行日現在における本件基金債権に関する一定の事実表明及び保証を行っている以外には、本件基金債権の回収可能性について、何らの責任を負担していないこと。
- (e) 本件基金債権譲渡契約に基づく原保有者から当社に対する本件基金債権の譲渡については確定日付ある証書による住友生命の異議なき承諾を取得する方法によって債務者及び第三者対抗要件が具備されていること。

かかるリスク要因については、上記のとおり極めて低いものと当社は考えておりますが、かかるリスクが排除されている訳ではありません。

h 住友生命の株式会社化及び期限前償還に伴うリスク

住友生命は現在相互会社として保険業を営んでおりますが、保険業法第85条第1項は「保険会社である相互会社は、その組織を変更して保険会社である株式会社となることができる。」として、相互会社が株式会社として組織変更することを認めています。一方、保険業法第89条第1項は、「組織変更をする相互会社は、償却を終わっていない基金があるときは、効力発生日までに、組織変更計画の定めるところに従い、基金の全額を償却しなければならない。但し、第92条の規定による株式の発行に際して、基金に係る債権が現物出資の目的として給付された場合におけるその給付された額については、この限りでない。」としており、本件基金債権の償還が終了する以前において、住友生命が株式会社への組織変更を行う場合には、本件基金債権を償却する必要があります。本件基金拠出契約においては、本件拠出金の全部又は一部を、本件基金償還期日前において償還することはできないこととされておりますが、住友生命による期限前償還の申出に対し、基金拠出者が同意した場合は、本件拠出金につき期限前償還がなされるものとされています。前記1「概況」、(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」、「期限前償還」に記載されるとおり、住友生命による株式会社への組織変更に係る組織変更計画が住友生命の社員総会又は総代会で承認され、当社が住友生命から本件基金拠出契約に基づき本件基金債権を期限前償還する旨の申出を当該組織変更の効力発生日の80日前までに受領し、かつ、一定の前提条件を満たす場合には、当社は、同「期限前償還」に従って、かかる本件基金債権の期限前償還に同意し、かつ、本特定社債の全部を期限前償還します。この場合の償還価額は、同「期限前償還」に定める方法に従い、期限前償還がなされなければ支払われるべきであった本特定社債の将来の元利金につき、一定の市場金利に一切のスプレッドを付すことなく割引計算を行って算出される現在価値相当額（但し、元金の100%を下限とします。）ですが、金利水準の動向、流通市場における本特定社債の取引水準の動向その他の要因によっては、本特定社債の元利金が償還期日まで予定通り支払われる場合に

比して本特定社債権者にとって当初の想定を下回る条件での償還となるリスクがあります。また、かかる期限前償還の償還価額は元金の100%を超過する場合があります。この場合には、本件基金拠出契約に基づき期限前償還される本件基金元本以外にかかる超過分の支払原資とする必要があります。本特定社債の期限前償還は、期限前償還期日において当社が期限前償還のための支払原資を有することが確実であると本件特定社債管理者が判断した場合に限り実施されますが、かかる判断は、期限前償還期日に先立ち、住友生命から本件基金債権を期限前償還する旨の申出を受領した日の40日後の日時点でなされるため、その後の事情変更等により、当社が本特定社債の期限前償還のための支払原資を結果的に確保できないリスクがあります。住友生命の株式会社化に伴う本特定社債の期限前償還の詳細については、前記1「概況」、(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」、「期限前償還」を参照して下さい。

かかるリスク要因については、住友生命による株式会社への組織変更の実施及び金利水準の動向、流通市場における本特定社債の取引水準の動向その他の事情に起因するものであり、当社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが排除されている訳ではありません。

i 当社が目的以外の債務を負うリスク

当社が、本特定社債の元金全額が償還されるまでに、本特定社債発行に関係のない債務を負うことにより、本特定社債権者が不測の損害を被る可能性があります。当社は特定目的会社として、本件特定社債管理委託契約において、以下のことを本件特定社債管理者に対して約束しています。

- (a) 当社は、資産流動化法上の特定目的会社として、その業務の遂行に必要な債務の負担をせず、また、資産流動化計画に従って営む資産の流動化に係る業務及びその附帯業務（対価を得て、当該資産流動化計画に記載され、又は記録された特定資産以外の資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供を行うことを除きます。）のほか、他の業務を行いません。
- (b) 資産流動化計画に定める場合を除き、当社は、本特定社債以外の現在又は将来の当社又は第三者の債務を担保するために、当社の資産の全部又は一部に抵当権、質権その他一切の担保権を設定せず、また第三者の債務を担保するために保証債務を負担しません。
- (c) 本特定社債要項に定める場合、本件特定社債管理委託契約に定める場合及び資産流動化計画に定める場合を除き、当社は、その資産につき貸付、譲渡、交換その他の処分を行いません。
- (d) 当社は、本件基金債権の価値を維持・増加するために必要な資金を借入れる場合（但し、本特定社債に劣後する借入に限ります。）、又は本特定社債の元利金を支払若しくは償還するために必要な資金を借入れる場合、その他法令及び資産流動化計画の双方に基づき許容される場合（当社が優先出資を発行する場合において、私募の取扱契約を締結することを含みますがこれに限られません。）を除き、借入又はその他一切の債務負担行為をしません。
- (e) 当社は、資産流動化計画に従って営む前記(a)に規定する業務及びその附帯業務に必要な資金を調達せず、リースを受けず、また、かかる業務遂行に必要な従業員を雇用しません。

かかるリスク要因については、上記の本件特定社債管理委託契約における当社の約束に加え、当社は、特定資産の流動化とその附帯業務以外の業務を行わないことが資産流動化法及び資産流動化計画において規定されており、当社の資金の借入、本特定資産の処分及び余裕金の運用等についても資産流動化法及び資産流動化計画等において制限されていることなどの方法により、当社が本特定社債とは関係のない債務を負担し、本特定社債権者が不測の損害を被る可能性を低減する対応が図られています。しかしながら、かかるリスクがすべて排除されている訳ではありません。

j 当社の特定社員が一般社団法人であることに関するリスク

当社のすべての特定出資（以下「本特定出資」といいます。）は、本件一般社団法人により保有されています。本件一般社団法人及び東京共同会計事務所（以下「事務受託者」といいます。）は、当社及び本件特定社債管理者に対して差し入れる本件特定社債管理委託契約の締結日と同日付の誓約書において、本特定社債の全額が償還されるまで、第三者に対し、本特定出資を譲渡し、又は質権、譲渡担保権その他の担保権の目的としないことを約束しますが、本件一般社団法人について倒産や解散等の事由が発生した場合には、本特定出資が本件一般社団法人から当社の倒産隔離上不適切と考えられる者に譲渡され、その結果として当社の運営に悪影響が及びリスクがあります。しかしながら、本件一般社団法人及び事務受託者は、上記の誓約書において、本件一般社団法人につき破産手続開始、再生手続開始又はこれらに類似する倒産手続開始の申立てを行わないことを誓約し、また、本件一般社団法人の理事、監事及び社員も、それぞれ、本件一般社団法人及び本件特定社債管理者に差し入れた本件特定社債管理委託契約の締結日と同日付の誓約書において破産手続開始、再生手続開始又はこれらに類似する倒産手続開始の申立権を行使しないことを誓約しています。さらに、本件一般社団法人の定款において、本件一般社団法人の基金の拠出者は、本件一般社団法人の倒産申立てを行うことができないものとされています。また、本件一般社団法人及び事務受託者は、上記の誓約書において、当社の資産流動化計画に基づく資産の流動化に係る業務の円滑な遂行が妨げられるおそれのある債務負担行為をしないこと等、本件一般社団法人について破産手続開始原因としての支払停止、支払不能及び債務超過の発生を回避する観点から一定の事項につき誓約しております。従って、これらの誓約が遵守される限りにおいて、かかるリスクが現実化する実際上の可能性は高いものと当社は考えております。

さらに、本件一般社団法人の解散による悪影響の回避のため、解散事由が生じることのないよう、以下のような対応を採っております。一般社団法人法第148条には解散事由として社員が欠けたことが規定されており、かかる解散事由が生じるリスクを回避又は軽減するため、本件一般社団法人の当初の社員を3人とし、当該社員は、それぞれ上記の誓約書において、本件一般社団法人を退社する際には、速やかに新たな社員を入社させ、社員を3名維持するよう遵守する旨誓約しています。また、事務受託者は、本件業務委託契約において、本件一般社団法人の社員が3名を下回らないよう、社員を提供することとされております。以上より、社員が欠けたことで本件一般社団法人の解散事由が生じる可能性は低いものと当社は考えております。

本件一般社団法人は現在、本特定出資を保有しているほかは、他の特定目的会社の特定出資等を取得・保有しておらず、借入による資金調達を行っておりません。しかし、将来において、本件一般社団法人が他の特定目的会社の特定出資等を追加的に取得しつつ、かかる特定出資等の取得、租税支払、維持費用その他すべての支払債務の履行に必要な金額の基金の拠出を受けず、借入金等でその資金調達を行う可能性があります。当該特定出資等の発行体が特定社債その他の有価証券の発行又は借入により債務を負担し、かかる債務につき当該特定出資等の発行体がデフォルトに陥った場合、その特定出資等の価値が毀損する結果、本件一般社団法人は債務超過に陥る可能性があります。また、拠出された基金が、本件一般社団法人が負担する支払債務の履行以外の目的のために流用された場合、本件一般社団法人は支払不能に陥る可能性があります。しかしながら、本件一般社団法人は、上記の誓約書において、かかる追加的な特定出資等を取得する場合には、事前に、その取得代金その他かかる取得に付随関連する一切の費用を支払うために十分な金額の基金の拠出を受け、その基金払込金を一定の口座で管理し、かつ、かかる特定出資等の追加取得が本特定社債の格付を低下させることにはならないことを本件格付機関に確認すること並びにその負担する債務を履行するために十分な金額の基金の拠出を受け、かつ、かかる基金を一定の口座で管理することを誓約しますので、かかる誓約が遵守される限りにおいて、本件一般社団法人が他の特定出資等の取得を原因として、債務超過や支払不能に陥り、倒産手続が開始することになる可能性は低いと当社は考えております。

また、本件一般社団法人の理事の不適切な業務執行又は本件一般社団法人の社員の不適切な社員権の行使により、当社の運営に悪影響が及びリスクがありますが、本件一般社団法人は、上記の誓約書において、当社の資産流動化計画に基づく資産の流動化に係る業務の円滑な遂行が妨げられるおそれのある当社の定款の変更、当社の取締役及び監査役の選解任その他の業務遂行又は債務負担を生ぜしめないこと等を誓約しており、本件一般社団法人の理事、監事及び社員もそれぞれの誓約書において当社の資産流動化計画に基づく資産の流動化に係る業務の円滑な遂行が妨げられるおそれのある議決権の行使等を行わないことを誓約しており、これらの誓約が遵守される限り、かかるリスクが現実化する実際上の可能性は高くないものと当社は考えております。なお、本件一般社団法人の定款において、理事、監事及び社員の資格を有する者が限定され、典型的に適切な業務執行又は権利行使を期待できない者が理事、監事及び社員となる可能性が排除されています。

k 本特定社債権者が一般担保以外の担保を有しないことに伴うリスク

本特定社債権者は、一般担保を除き、当社の特定の資産に対し担保権（対抗要件の具備の有無を問いません。）を有しておらず、当社に関する破産手続、再生手続又は特別清算手続の場合、一般担保を有する本特定社債権者は、配当額の分配において無担保債権者より有利に扱われ、これに優先するものの、当社の資産に対して設定された対抗要件を具備した担保権（抵当権、質権等）等、一般担保に優先する担保権を有する債権者には劣後することになります。

かかるリスク要因に対しては、資産流動化法並びに資産流動化計画及び定款等において、特定資産の流動化とその附帯業務以外の業務を行うことができない旨が定められており、本特定社債権者に優先又は競合して当社の資産から回収することのできる重要な債権者が他に存在する可能性を低減する対応が図られています。しかしながら、かかるリスクがすべて排除されている訳ではありません。

1 保険会社が本特定社債を取得する際の留意事項

本件告示第1条の2第1項によれば、保険業法第130条第1号、第202条第1号又は第228条第1号に掲げる額の計算にあたっては、他の保険会社等（保険会社又は少額短期保険業者をいいます。以下本1において同じ。）の保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の向上のため、又は同法第106条第1項第3号から第5号までに掲げる会社を子会社等（同法第110条第2項に規定する子会社等をいいます。以下本1において同じです。）としている場合における当該子会社等の自己資本比率等の向上のため、意図的に当該他の保険会社等又は子会社等の株式その他の資本調達手段（本件告示第1条第4項第5号イ及びロに掲げるものを含みます。以下本1において同じです。）を保有（外国保険会社等及び引受社員にあっては、日本において保有）していると認められる場合（第三者に対する貸付け等を通じて意図的に当該第三者に保有させていると認められる場合を含みます。）における、当該保有している他の保険会社等又は子会社等の資本調達手段の額を控除するものとされています。本特定社債は、住友生命に対して拠出された本件基金債権を特定資産とする特定社債であり、法形式的には住友生命が直接発行する資本調達手段ではありません。しかし、本特定社債の特定資産が住友生命に対して拠出された本件基金債権であるという本特定社債の実質的な性格から、保険会社等が本特定社債を保有する場合には本件告示との関係において「当該他の保険会社等又は子会社等の株式その他の資本調達手段を保有」しているものと解され、その結果、保険業法第130条第1号、第202条第1号又は第228条第1号に掲げる額の計算にあたって保有している本特定社債の金額が控除される可能性がありますので、保険会社等が本特定社債を購入す

る際には本件告示との関係に関して専門家への相談を含めた検討を行った上で購入されるようお願いいたします。

m 市場性に関するリスク

本特定社債の処分価格は、市場の金利水準に対応して変動すること（金利が上昇する過程では価格は下落し、逆に金利が低下する過程では価格は上昇すること）が想定されます。従って、本特定社債の第三者への譲渡に際しては、当該譲渡時点における市場の金利水準によって売却損を生じるリスクがあります。

また、本特定社債の流通市場は現在確立されておらず、本特定社債の流通性は何ら保証されるものではありません。流通市場の未整備により、本特定社債の売却が困難となることや、売却価格に悪影響が及ぶ可能性もあります。

かかるリスク要因は、市場の金利水準や、流通市場の整備状況等当社による対応が不可能な外的要因にかかわるものであるため、当社による特段の対応は図られていません。

(2) 投資リスクに関する管理体制

当社は、法令及び本件特定社債管理委託契約の定めに従い、本特定社債についてそれぞれ、本特定社債への投資者たる本特定社債権者のために、本特定社債に基づく弁済の受領、債権の保全その他の本特定社債の管理を行うことを本件特定社債管理者に委託しています。本件特定社債管理者は、本特定社債権者のために、本特定社債の弁済を受け、又は本特定社債に基づく本特定社債権者の債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有します。

本件特定社債管理者は、上記の本特定社債の管理を行うために、本件特定社債管理委託契約に基づき、その企業金融部において、本特定社債の管理業務を行います。上記管理のための本件特定社債管理委託契約その他の合意及び法令の遵守状況については、企業金融部により定期的に確認される体制が整備されております。

第2【管理資産の経理状況】

1【主な資産の内容】

	平成28年12月31日	平成29年12月31日
管理資産残高	50,224,849千円	50,224,849千円
元本相当部分	50,000,000千円	50,000,000千円
利息相当部分(未収利息相当額)	224,849千円	224,849千円
証券所有者への利息支払基金の残高	24,256千円	30,333千円
証券所有者への元本償還基金の残高	—千円	—千円
管理資産の維持管理費支払基金の残高	—千円	—千円

2【主な損益の内容】

	(第5期) 自平成28年 1月 1日 至平成28年12月31日	(第6期) 自平成29年 1月 1日 至平成29年12月31日
総収入	566,050千円	566,076千円
管理資産の回収額	566,000千円	566,000千円
うち元本返済相当部分	—千円	—千円
利息相当部分	566,000千円	566,000千円
その他の手数料収入	—千円	—千円
管理資産の再譲渡に伴う収入	—千円	—千円
その他	50千円	76千円
総費用	—千円	—千円
管理報酬	—千円	—千円
管理資産の維持管理費	—千円	—千円
信用補完手数料	—千円	—千円
その他の手数料	—千円	—千円
管理資産の貸倒償却額	—千円	—千円
うち元本相当部分	—千円	—千円
利息相当部分	—千円	—千円
収入金(—)	566,050千円	566,076千円

3【収入金（又は損失金）の処理】

	平成28年12月31日	平成29年12月31日
新たに管理資産に組み入れる資産への再投資	—千円	—千円
証券所有者への利息支払(又は基金への積立)	566,050千円	566,076千円
証券所有者への償還(又は基金への積立)	—千円	—千円
管理資産の維持管理費(又は基金への積立)	—千円	—千円
その他	—千円	—千円

4【監査等の概要】

本特定社債の管理資産について、法令及び契約等により、公認会計士又は監査法人の監査を受けるものとする義務は課されていません。なお、資産流動化法に基づき行われた当初譲渡にかかる管理資産についての価格の調査結果は、前記第1「管理会社の状況」、2「管理資産を構成する資産の概要」、(3)「管理資産を構成する資産の内容」、「管理資産を構成する資産に係る価格等の調査の結果及び方法の概要等」を参照して下さい。

第3【証券事務の概要】

1 本特定社債の名義書換

本特定社債は、社債等振替法第118条により準用される同法第66条第2号の規定に基づき、その全部について社債等振替法の適用を受けることとする旨を定めた特定社債であり、当社は、社債等振替法第118条により準用される同法第67条第1項の規定に基づき、本特定社債券を発行しません。本特定社債の特定社債原簿は作成されますが、本特定社債権者の氏名又は名称及び住所並びに本特定社債権者が各本特定社債を取得した日は記載されず、また、特定社債原簿管理人は設置されません。したがって、特定社債原簿に係る取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料に関する事項については、該当事項はありません。

本特定社債の譲渡については、社債等振替法に基づき、本特定社債権者が振替機関又は口座管理機関に対して振替の申請を行い、譲受人がその口座における保有欄（社債等振替法に規定する機関口座にあっては、社債等振替法第118条により準用される同法第68条第5項第2号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄）に当該譲渡に係る金額の増額の記載又は記録を受けなければ、その効力を生じません。

2 証券所有者に対する特典

通常の特定社債権者の権利である元利金受領権のほかには、特典等はありません。

3 譲渡制限

本特定社債について譲渡制限はありません。

4 その他

本特定社債については、保管振替機構が定める社債等に関する業務規程第58条の23の規定に従い、償還期日及び利払期日の前営業日並びにその他前記第1「管理会社の状況」、1「概況」、(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」、「振替機関に関する事項」記載の振替機関の振替業に係る業務規程その他の規則において振替停止日とされている日においては、本特定社債に係る振替を行うための振替の申請はすることができません。

第4【発行者及び関係法人情報】

1【発行者の状況】

(1)【発行者の概況】

主要な経営指標等の推移

回次	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
決算年月	平成25年12月	平成26年12月	平成27年12月	平成28年12月	平成29年12月
営業収益 (千円)	566,000	566,000	566,000	566,000	566,000
経常損失 () (千円)	3,300	3,282	3,317	3,369	3,342
当期純損失 () (千円)	3,590	3,572	3,607	3,659	3,632
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
特定資本金 (千円)	100	100	100	100	100
優先資本金 (千円)	413,000	413,000	413,000	413,000	413,000
発行済特定出資口数 (口)	2	2	2	2	2
発行済優先出資口数 (口)	8,260	8,260	8,260	8,260	8,260
純資産額 (千円)	167,687	164,115	160,507	156,848	153,215
総資産額 (千円)	50,391,099	50,387,545	50,383,938	50,380,278	50,376,646
1口当たり純資産額					
特定出資 (円)	0	0	0	0	0
優先出資 (円)	20,301.16	19,868.65	19,431.90	18,988.87	18,549.11
1口当たり配当額					
特定出資 (円)	—	—	—	—	—
優先出資 (円)	—	—	—	—	—
(うち1口当たり中間配当額) (円)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1口当たり当期純損失金額 ()					
特定出資 (円)	0	0	0	0	0
優先出資 (円)	434.64	432.50	436.75	443.02	439.75
潜在出資調整後1口当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
自己資本利益率 (%)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	119,074	3,579	3,608	3,656	3,631
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—	—
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—	—
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	48,017	44,437	40,829	37,173	33,541
従業員数 (名)	—	—	—	—	—

(注1) 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

(注2) 営業収益には消費税等（消費税及び地方消費税をいいます。以下同じです。）が含まれておりません。

(注3) 当社と雇用契約を締結している従業員はおりません。

(注4) 潜在出資調整後1口当たり当期純利益金額については、潜在出資調整後1口当たり当期純損失であり、また、潜在出資が存在しないため記載しておりません。

沿革

当社は、平成24年6月15日に東京共同会計事務所によって特定資本金10万円にて資産流動化法に基づく特定目的会社として設立され、平成24年7月4日に、本件一般社団法人が東京共同会計事務所より当社の特定出資をすべて譲り受けました。

当社の目的は、資産流動化法に基づく資産流動化計画に従った特定資産の譲受け並びにその管理及び処分に係る業務その他特定資産の流動化に係る業務並びにそれに付帯関連する一切の業務を行うことです。当社の本店は、東京都千代田区丸の内三丁目1番1号東京共同会計事務所内に所在します。

事業の内容

当社の目的は、資産流動化法に基づく資産流動化計画に従った特定資産の譲受け並びにその管理及び処分に係る業務その他特定資産の流動化に係る業務に付帯する業務を行うことです。

当社は、上記の事業を営むため、平成24年7月11日付にて資産流動化法第4条の業務開始届出を行いました（届出番号 関東財務局長(会)第1676号）。

関係会社の状況

当社の親会社は、本件一般社団法人たる一般社団法人住友生命基金流動化ファンディング2です。なお、当社は子会社、関連会社、その他関係会社を有しておりませんので、関係会社の状況のうち子会社、関連会社、その他の関連会社は記載しておりません。

親会社

名称	住所	基金の額	主要な事業の内容
一般社団法人住友生命 基金流動化ファンディ ング2	東京都千代田区丸の内三 丁目1番1号東京共同会計 事務所内	500万円	- 資産流動化法に基づいて設立された特定目的会社の特定出資の取得、保有及び処分 - 資産の流動化に係る業務を目的として設立された株式会社、合同会社その他の法人の株式、出資その他の持分の取得、保有及び処分
議決権の被所有割合	関係内容		
	役員の兼任等	事業上の関係	
直接100%	なし	なし	

従業員の状況

当社と雇用契約を締結している従業員はいません。当社は、本件特定資産管理受託会社である三井住友信託銀行に本件特定資産管理委託契約に基づき特定資産である本件基金債権の管理及び処分の業務を委託しています。

出資等の状況

a 出資の総数等

種類	会社が発行する出資の総数
特定出資	2口
優先出資	8,260口
計	8,262口

発行済 出 資	種類	事業年度末現在 発行数(口) (平成29年12月31日)	提出日現在 発行数(口) (平成30年3月29日)	上場金融商品取引 所名又は登録 認可金融商品取引 業協会名	内容
	特定出資	2	2	該当事項は ありません	(注)
	優先出資	8,260	8,260	該当事項は ありません	
	計	8,262	8,262	—	—

(注)発行済特定出資は全て議決権を有する特定出資です。

b 新優先出資引受権等の状況

該当事項はありません。

c ライツプランの内容

該当事項はありません。

d 発行済出資総数、資本金等の推移

年月日	発行済特定出資 総数(口)		発行済優先出資総 数(口)		特定資本金 (千円)		優先資本金 (千円)	
	増減数	残高	増減数	残高	増減額	残高	増減額	残高
平成24年 6月15日	2	2	-	-	100	100	-	-
平成24年 7月26日	-	-	8,260	8,260	-	100	413,000	413,000

e 所有者別状況

本報告書提出日現在、当社の発行済特定出資2口の全ては本件一般社団法人に所有され、発行済優先出資8,260口の全ては住友生命に所有されています。

f 主な社員の状況

(a) 特定社員の状況

平成29年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有特定 出資口数	発行済特定出資総数 に対する所有特定出 資口数の割合
一般社団法人 住友生命基金流動化 ファンディング2	東京都千代田区丸の内三丁目 1番1号東京共同会計事務所内	2口	100%
計		2口	100%

(b) 優先出資社員の状況

平成29年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有優先出 資口数	発行済優先出資総数 に対する所有優先出 資口数の割合
住友生命保険 相互会社	大阪府大阪市中央区城見 一丁目4番35号	8,260口	100%
計		8,260口	100%

g 議決権の状況

(a) 発行済出資

平成29年12月31日現在

区分	出資口数(口)	議決権の数(個)	内容
議決権のない出資	8,260	—	優先出資(注)
議決権の制限された出資 (自己特定出資等)	—	—	—
議決権の制限された出資 (その他)	—	—	—
議決権のある出資 (自己特定出資等)	—	—	—
議決権のある出資 (その他)	2	2	特定出資
発行済出資総数	8,262	—	—
総社員の議決権	—	2	—

(注)優先出資社員は、法令に別段の定めがある場合を除き、社員総会において議決権を有しません。

- (b) 自己特定出資又は自己優先出資等
該当事項はありません。

h スtockオプション制度の内容

該当事項はありません。

自己出資の取得等の状況
該当事項はありません。

配当政策
当社は、未償還の本特定社債が残存する限り特定社員及び優先出資社員に対する配当は行いません。

出資の価額の推移
該当事項はありません。

役員の状況

役名	氏名	生年月日	所有出資口数	略歴
取締役	関口陽平	昭和48年 3月9日	-	平成 9年 4月 株式会社住友銀行（現 株式会社三井住友銀行） 平成15年10月 東京共同会計事務所（現職） 平成24年 6月 当社取締役就任（現任）
監査役	本郷雅和	昭和41年 6月21日	-	平成元年 4月 株式会社第一勧業銀行（現 株式会社みずほ銀行）入社 平成22年 3月 東京共同会計事務所（現職） 平成24年 6月 当社監査役就任（現任）

コーポレート・ガバナンスの状況

a コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

(a) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

当社は、取締役1名及び監査役1名がおります。

取締役は、資産流動化法等に基づき職務を執行し、監査役は取締役の職務の監査を行います。

(b) 内部監査及び監査役監査の状況

監査役1名が、計算書類及びその附属明細書につき監査を行い、会計監査人から会計監査に関する報告、説明を受けます。

(c) 会計監査の状況

当社は有限責任あずさ監査法人の会計監査を受けています。

(d) 社外取締役及び社外監査役との関係

該当事項はありません。

b 役員報酬の内容

取締役及び監査役は、その職務執行の対価として、当社から報酬、賞与その他の財産上の利益を受けません。

c 監査報酬の内容等

(a) 監査公認会計士に対する報酬の内容

当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
2,160	-

（注）上記以外に重要な報酬はありません。また、監査報酬の決定について特段規定はありません。

(2) 【事業の概況】

業績等の概要

a 業績

当社の当事業年度の業績は、営業収益566,000千円（前年同期は566,000千円）、経常損失3,342千円（前年同期は3,369千円）及び当期純損失3,632千円（前年同期は3,659千円）となりました。

b キャッシュ・フロー

当事業年度末における現金及び現金同等物は、33,541千円（前年同期比9.76%減）となりました。また、当事業年度におけるキャッシュ・フローの状況については以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において営業活動の結果減少した資金は、買入指名金銭債権の利息受入による収入、特定社債利息の支払による支出、販売費及び一般管理費の支払及び法人税等の還付金の受取により、3,631千円となりました。

なお、当事業年度において投資活動及び財務活動によるキャッシュ・フローはありませんでした。

生産、受注及び販売の状況

該当事項はありません。

対処すべき課題

当社は、特定資産の譲受け並びにその管理を目的とし、その資金の大部分を特定社債の発行により調達している会社であるため、経営の合理化と同時に、特定社債の償還の安全性の確保を重要課題としております。

事業等のリスク

本(2)「事業の概況」及び後記(5)「経理の状況」等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項については、前記第1「管理会社の状況」、6「投資リスク」、(1)「投資に関するリスクの特性」、「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」を参照して下さい。その中における将来に関する事項は本有価証券報告書提出日現在において判断したものです。

経営上の重要な契約等

該当事項はありません。

研究開発活動

該当事項はありません。

財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析**a 財政状態の分析****(資産)**

当事業年度末における資産の残高は50,376,646千円となり、前事業年度末に比べて大きな増減はありません。主な資産は買入指名金銭債権50,000,000千円です。

(負債)

当期末における負債の残高は50,223,430千円となり、前事業年度末と比べて大きな増減はありません。主な負債は本特定社債50,000,000千円です。

b 経営成績の分析

当事業年度における当社の業績等の状況は、前記「業績等の概要」、a「業績」に記載のとおりです。

当事業年度における営業収益は566,000千円でした。主な原因は金融収益の566,000千円を計上したことです。当事業年度における金融費用は560,000千円でした。主な原因は特定社債利息の560,000千円を計上したことです。また、当事業年度の販売費及び一般管理費は9,418千円でした。主なものとしては支払手数料7,241千円、監査報酬2,160千円を計上したことです。

c キャッシュ・フローの状況の分析

前記「業績等の概要」、b「キャッシュ・フロー」を参照してください。

(3)【営業の状況】

前記(2)「事業の概況」、「業績等の概要」を参照してください。

(4)【設備の状況】**設備投資等の概要**

該当事項はありません。

主要な設備の状況

当社は、記載すべき重要な設備を有しておりません。

設備の新設、除却等の計画

該当事項はありません。

(5)【経理の状況】

財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」といいます。）第2条に基づき、財務諸表等規則及び「特定目的会社の計算に関する規則」（平成18年4月20日内閣府令第44号）に基づいて作成しております。

監査証明について

当社は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成29年1月1日から平成29年12月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

連結財務諸表について

当社は子会社がないため、連結財務諸表は作成しておりません。

【財務諸表等】

a 【財務諸表】

(a) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年12月31日)	当事業年度 (平成29年12月31日)
資産の部		
特定資産の部		
1年内回収予定買入指名金銭債権	-	¹ 50,000,000
買入指名金銭債権	¹ 50,000,000	-
特定資産の部合計	50,000,000	50,000,000
その他の資産の部		
流動資産		
現金及び預金	37,173	33,541
前払費用	2,678	2,678
未収利息	224,849	224,849
未収還付法人税等	115,578	115,577
流動資産合計	380,278	376,646
その他の資産の部合計	380,278	376,646
資産の部合計	50,380,278	50,376,646
負債の部		
流動負債		
1年内償還予定特定社債	-	² 50,000,000
未払費用	223,140	223,140
未払法人税等	290	290
流動負債合計	223,430	50,223,430
固定負債		
特定社債	² 50,000,000	-
固定負債合計	50,000,000	-
負債の部合計	50,223,430	50,223,430
純資産の部		
社員資本	156,848	153,215
特定資本金	100	100
優先資本金	413,000	413,000
剰余金	256,251	259,884
当期末処分利益又は当期末処理損失（ ）	256,251	259,884
純資産の部合計	156,848	153,215
負債及び純資産の部合計	50,380,278	50,376,646

(b)【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
営業収益		
受取利息	566,000	566,000
営業収益合計	566,000	566,000
営業費用		
金融費用	¹ 560,000	¹ 560,000
販売費及び一般管理費	² 9,420	² 9,418
営業費用合計	569,420	569,418
営業損失（ ）	3,420	3,418
営業外収益		
雑収入	50	76
営業外収益合計	50	76
経常損失（ ）	3,369	3,342
税引前当期純損失（ ）	3,369	3,342
法人税、住民税及び事業税	290	290
当期純損失（ ）	3,659	3,632
前期繰越損失（ ）	252,592	256,251
当期末処分利益又は当期末処理損失（ ）	256,251	259,884

(c) 【社員資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

(単位：千円)

	社員資本					純資産合計
	特定資本金	優先資本金	剰余金		社員資本合計	
			当期末処分利益 又は当期末処理 損失（ ）	剰余金合計		
当期首残高	100	413,000	252,592	252,592	160,507	160,507
当期変動額						
当期純損失（ ）			3,659	3,659	3,659	3,659
当期変動額合計	-	-	3,659	3,659	3,659	3,659
当期末残高	100	413,000	256,251	256,251	156,848	156,848

当事業年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

(単位：千円)

(単位：千円)

	社員資本					純資産合計
	特定資本金	優先資本金	剰余金		社員資本合計	
			当期末処分利益 又は当期末処理 損失（ ）	剰余金合計		
当期首残高	100	413,000	256,251	256,251	156,848	156,848
当期変動額						
当期純損失（ ）			3,632	3,632	3,632	3,632
当期変動額合計	-	-	3,632	3,632	3,632	3,632
当期末残高	100	413,000	259,884	259,884	153,215	153,215

(d)【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純損失（ ）	3,369	3,342
受取利息	566,005	566,000
特定社債利息	560,000	560,000
その他の営業支出	0	-
小計	9,373	9,343
利息の受取額	566,005	566,000
利息の支払額	560,000	560,000
法人税等の支払額	115,868	115,867
法人税等の還付額	115,580	115,578
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,656	3,631
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資活動によるキャッシュ・フロー	-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー		
財務活動によるキャッシュ・フロー	-	-
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	3,656	3,631
現金及び現金同等物の期首残高	40,829	37,173
現金及び現金同等物の期末残高	¹ 37,173	¹ 33,541

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する定期預金もしくは譲渡性預金等の短期投資からなっております。

2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税込方式によっております。

(貸借対照表関係)

*1 特定資産の価格につき調査した結果

特定資産たる買入指名金銭債権の価格調査については、公認会計士 荒川真司が価格調査を実施し、平成24年8月1日現在の特定資産の価格として下記の金額が妥当であるとの評価結果を受けています。

買入指名金銭債権 49,465,000千円～50,330,000千円

*2 担保資産

当社の全ての財産は、資産流動化法第128条の規定により、特定社債50,000,000千円の一般担保として設定されております。

(損益計算書関係)

*1 金融費用の主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日)	当事業年度 (自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日)
特定社債利息	560,000千円	560,000千円

*2 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日)	当事業年度 (自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日)
支払手数料	7,243千円	7,241千円
監査報酬	2,160千円	2,160千円

なお、販売費及び一般管理費のうち一般管理費の占める割合は100%です。

（社員資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

1. 発行済出資の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首出資口数	当事業年度 増加出資口数	当事業年度 減少出資口数	当事業年度末 出資口数
発行済出資				
特定出資	2口	-	-	2口
優先出資	8,260口	-	-	8,260口
合計	8,262口	-	-	8,262口

2. 自己出資の種類及び口数に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

1. 発行済出資の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首出資口数	当事業年度 増加出資口数	当事業年度 減少出資口数	当事業年度末 出資口数
発行済出資				
特定出資	2口	-	-	2口
優先出資	8,260口	-	-	8,260口
合計	8,262口	-	-	8,262口

2. 自己出資の種類及び口数に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（キャッシュ・フロー計算書関係）

*1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日)	当事業年度 (自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日)
現金及び預金勘定	37,173千円	33,541千円
現金及び現金同等物	37,173千円	33,541千円

（リース取引関係）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は資産流動化法及び資産流動化計画に従い、資産の流動化に係る業務及びその付帯業務を行うことを事業の目的としています。金融資産である基金債権を管理資産（特定資産）として保有しており、当該特定資産の購入のために必要な資金を、本件特定資産から将来生ずるキャッシュ・フローを裏付けとする特定社債の発行により調達しています。なお、一時的な余資は安全性の高い金融資産（普通預金）で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融資産は主として基金債権であり、金融負債は主として特定社債であります。本件基金債権の元本償還及び基金利息を受け、特定社債の元利金支払に充当しております。基金債権は、基金の拠出先である住友生命保険相互会社の信用リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社の保有する特定資産は、基金債権のみであり、本件基金債権の債務者である住友生命保険相互会社による債務の履行につき、他のいかなる第三者も保証を行っているものではありません。従って、信用リスクは、住友生命保険相互会社の財務状態の健全性悪化に起因して発生致します。

なお、当事業年度末日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されております。

市場リスク（市場金利等の変動リスク）の管理

特定資産たる基金債権の金利及び特定社債の金利は固定金利であり、市場金利変動に伴う価格変動リスクに晒されておりますが、基金債権及び特定社債は発行条件が類似している金融商品であることから、価格変動の影響が資産サイドと負債サイドで相殺されるため、市場リスクは限定的であります。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

前記(2)で述べたとおり、特定社債の元利金の支払いは、基金債権の元本償還及び基金利息により行われます。基金債権の償還額及び利払額は、その受領日と同日の特定社債の元利金の支払いに充当される仕組みとなっております。

このように特定社債の元利金及び諸費用の支払いは、基金債権の元本償還及び基金利息により全額が賄われる仕組みとなっておりますので、流動性リスクは僅少であります。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

基金債権及び特定社債については、市場価格はなく、合理的に算定された価額によっております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は次のとおりであります。

前事業年度（平成28年12月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 買入指名金銭債権	50,000,000	50,670,000	670,000
(2) 現金及び預金	37,173	37,173	-
(3) 未収利息	224,849	224,849	-
資産計	50,262,022	50,932,022	670,000
(4) 特定社債	50,000,000	50,660,500	660,500
(5) 未払費用	223,140	223,140	-
負債計	50,223,140	50,883,640	660,500

当事業年度（平成29年12月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 1年内回収予定買入 指名金銭債権	50,000,000	50,255,000	255,000
(2) 現金及び預金	33,541	33,541	-
(3) 未収利息	224,849	224,849	-
資産計	50,258,390	50,513,390	255,000
(4) 1年内償還予定特定 社債	50,000,000	50,251,500	251,500
(5) 未払費用	223,140	223,140	-
負債計	50,223,140	50,474,640	251,500

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 1年内回収予定買入指名金銭債権及び買入指名金銭債権

1年内回収予定買入指名金銭債権及び買入指名金銭債権については、市場価格はないものの、特定社債と発行条件が類似している金融商品であるため、特定社債に利子率の差異を調整して算定しております。

(2) 現金及び預金、(3) 未収利息

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(4) 1年内償還予定特定社債及び特定社債

1年内償還予定特定社債及び特定社債については、一般に公表されている価格に基づき時価を算定しております。

(5) 未払費用

未払費用については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成28年12月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
買入指名金銭 債権	-	50,000,000	-	-	-	-
現金及び預金	37,173	-	-	-	-	-
未収利息	224,849	-	-	-	-	-
合計	262,022	50,000,000	-	-	-	-

当事業年度（平成29年12月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
1年内回収予定 買入指名金銭債 権	50,000,000	-	-	-	-	-
現金及び預金	33,541	-	-	-	-	-
未収利息	224,849	-	-	-	-	-
合計	50,258,390	-	-	-	-	-

(注3) 特定社債の決算日後の返済予定額
前事業年度（平成28年12月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
特定社債	-	50,000,000	-	-	-	-
合計	-	50,000,000	-	-	-	-

当事業年度（平成29年12月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
1年内償還予定 特定社債	50,000,000	-	-	-	-	-
合計	50,000,000	-	-	-	-	-

（有価証券関係）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 （平成28年12月31日）	当事業年度 （平成29年12月31日）
繰延税金資産		
支払手数料否認	4,598千円	1,712千円
税務上の繰越欠損金	84,148千円	88,197千円
繰延税金資産小計	88,747千円	89,910千円
評価性引当額	88,747千円	89,910千円
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金資産の純額	-	-

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失が計上されているため記載を省略しております。

（持分法損益等）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

前事業年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

当社は、資産の流動化に係る業務及びその付帯業務の単一のセグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

当社は、資産の流動化に係る業務及びその付帯業務の単一のセグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の営業収益は全て買入指名金銭債権に対する受取利息であるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

当社の営業収益は全て本邦に係るものであるため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

当社は本邦以外に事業所等を有していないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
住友生命保険相互会社	566,000	資産の流動化に係る業務及びその付帯業務

当事業年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の営業収益は全て買入指名金銭債権に対する受取利息であるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

当社の営業収益は全て本邦に係るものであるため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

当社は本邦以外に事業所等を有していないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
住友生命保険相互会社	566,000	資産の流動化に係る業務及びその付帯業務

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

該当事項はありません。

（出資1口当たり情報）

	前事業年度 (平成28年12月31日)	当事業年度 (平成29年12月31日)
特定出資1口当たり純資産額	0円00銭	0円00銭
優先出資1口当たり純資産額	18,988円87銭	18,549円11銭

	前事業年度 (自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日)	当事業年度 (自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日)
特定出資1口当たり当期純利益金額	0円00銭	0円00銭
優先出資1口当たり当期純損失金額()	443円02銭	439円75銭

(注1) 潜在出資調整後1口当たり当期純利益金額については、1口当たり当期純損失が計上されており、また、潜在出資が存在しないため、記載していません。

(注2) 1口当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日)	当事業年度 (自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日)
当期純損失() (千円)	3,659	3,632
特定出資者に帰属しない金額 () (千円)	3,659	3,632
(うち優先出資)	(3,659)	(3,632)
特定出資に係る当期純利益 (千円)	-	-
期中平均特定出資口数 (口)	2	2
期中平均優先出資口数 (口)	8,260	8,260

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

(e)【附属明細表】

イ 特定資産及び有形固定資産等明細表

(単位：千円)

資産の種類		当期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期末 残高	減価償却 累計額又 は償却累 計額	当期 償却額	差引 期末残高
特定資産	買入指名 金銭債権	50,000,000	-	-	50,000,000	-	-	50,000,000
	計	50,000,000	-	-	50,000,000	-	-	50,000,000

ロ 特定社債明細表

(単位：千円)

銘柄	発行 年月日	当期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期末 残高	利率	担保	償還 期限
第1回 特定社債	平成24年 8月8日	50,000,000	-	-	50,000,000 (50,000,000)	1.12%	一般 担保付 社債 (注2)	平成30年 8月8日

(注1) 当期末残高の()の金額は貸借対照表日の翌日から1年以内に償還予定の金額を内書で示しております。

(注2) 本社債権者は、資産流動化法第128条の一般担保に関する規定により、当社の財産について他の債権者より優先して自己の特定社債に係る債権の弁済を受ける権利を有します。

(注3) 貸借対照表日後5年以内における1年毎の償還予定額の総額は下記のとおりであります。

(単位：千円)

1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
50,000,000	-	-	-	-

b【主な資産及び負債の内容】

(a) 資産の部

イ その他の資産の部
現金及び預金

(単位：千円)

種類	金額
普通預金	33,541
合計	33,541

(b) 負債の部

該当事項はありません。

c【その他】

該当事項はありません。

(6)【企業集団等の状況】

企業集団等の状況

当社は子会社を有しておりません。当社の親会社は、一般社団法人住友生命基金流動化ファンディング2です。本有価証券報告書提出日現在、本件一般社団法人は当社以外に子会社を有しておらず、当社の特定出資を保有する以外に事業を営んでおりません。本件一般社団法人は、住友生命より基金の拠出を受けております。

関連当事者の状況

当社は子会社を有しておらず、連結財務諸表は作成しておりません。

関連当事者との取引

該当事項はありません。

(7)【その他】

該当事項はありません。

2【原保有者その他関係法人の概況】

(1)【名称、資本金の額及び事業の内容】

原保有者

a 名称

みずほ証券株式会社

b 資本金の額

125,167百万円（平成29年12月31日現在）

c 事業の内容

金融商品取引業及びそれに付帯する事業

本件特定資産管理受託会社

a 名称

三井住友信託銀行株式会社

b 資本金の額

342,037百万円（平成29年9月30日現在）

c 事業の内容

信託業務、普通銀行業務及びその他併營業務

本件基金債権の債務者

a 名称

住友生命保険相互会社

b 基金の総額

639,000百万円（平成29年12月31日現在）

(注)基金とは、相互会社において株式会社の資本金に相当するものです。なお、基金の総額には、基金償却積立金（539,000百万円）を含みます。

c 事業の内容

生命保険業

(2)【関係業務の概要】

原保有者

管理資産である当社の特定資産を構成する本件基金債権の原保有者です。

本件特定資産管理受託会社

当社から特定資産である本件基金債権の管理及び処分に関する業務を受託しています。

本件基金債権の債務者

住友生命は、本件基金債権の債務者です。

(3)【資本関係】

原保有者その他関係法人の全てについて、該当事項はありません。

(4)【経理の概況】

原保有者

a 最近2事業年度における主な資産、負債の概況

(単位：百万円)

	(単体) 平成28年3月31日現在	(単体) 平成29年3月31日現在
資産合計	11,383,246	10,578,433
負債合計	10,724,190	9,725,551
純資産合計	659,056	852,881

b 最近2事業年度における損益の概況

(単位：百万円)

	(単体) 平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで	(単体) 平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで
営業収益	319,855	341,126
経常利益	67,105	70,189
当期純利益	54,598	200,718

本件特定資産管理受託会社

a 最近2事業年度における主な資産、負債の概況

(単位：百万円)

	(単体) 平成28年3月31日現在	(単体) 平成29年3月31日現在
資産合計	50,256,590	50,969,247
負債合計	47,971,327	48,659,522
純資産合計	2,285,263	2,309,724

b 最近2事業年度における損益の概況

(単位：百万円)

	(単体) 平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで	(単体) 平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで
経常収益	773,221	809,556
経常利益	218,877	117,311
当期純利益	143,154	77,663

c その他

三井住友信託銀行の最近2事業年度における経理の概況の詳細については、有価証券報告書、半期報告書及び（提出されている場合には）臨時報告書並びにこれらの訂正報告書を参照して下さい。

本件基金債権の債務者

a 最近2事業年度における主な資産、負債の概況

(単位：百万円)

	(単体) 平成28年3月31日現在	(単体) 平成29年3月31日現在
資産合計	27,641,583	30,026,983
負債合計	25,973,575	28,370,180
純資産合計	1,668,008	1,656,802

b 最近2事業年度における損益の概況

(単位：百万円)

	（単体） 平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで	（単体） 平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで
経常収益	3,695,250	4,153,242
経常利益	237,503	228,793
当期純剰余	83,387	86,264

(5)【その他】

原保有者

該当事項はありません。

本件資産管理受託会社

a 本件特定資産管理委託契約の解約

- (a) 本件特定資産管理委託契約の期間は、本件特定資産管理委託契約の締結日から本特定社債の全額が償還された日から6か月後の日までとされます。但し、当該期間終了後において、本件特定資産管理委託契約所定の本件特定資産管理受託会社の業務がなお現存する場合には、当該期間は当該業務が終了するまで延長されるものとし、本件特定資産管理受託会社は引続き当該業務を遂行するものとされます。
- (b) 本件特定資産管理委託契約の期間中、本件特定資産管理受託会社において次のいずれかの事由が生じた場合には、当社は、書面による通知をなすことにより本件特定資産管理委託契約を解除することができます。この場合、当社は、報酬・損害賠償その他名目の如何を問わず本件特定資産管理受託会社に対する一切の債務から免れます。
- イ 本件特定資産管理受託会社が、本件特定資産管理委託契約に基づく義務の履行を怠り、当社からその旨の通知の到着後30日以内にその履行がなされないとき
 - ロ 本件特定資産管理受託会社について、支払の停止が生じたとき、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始、特別清算開始その他これと同種の手続の申立てがあったとき、本件特定資産管理受託会社について銀行取引停止処分がなされたとき、又は本件特定資産管理受託会社の重要な資産につき滞納処分による差押、仮差押、保全処分、差押、競売手続の開始その他の強制執行手続若しくは担保権実行手続が開始されたとき
 - ハ その他当社が本件特定資産管理受託会社の責に帰すべき事由により本件特定資産管理委託契約の継続が困難であることを合理的・客観的な理由をもって認定したとき

本件基金債権の債務者

該当事項はありません。

第5【参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | | |
|---|--|-------------------------|
| 1 | 有価証券報告書及びその添付書類
（第5期）（自 平成28年1月1日 至平成28年12月31日） | 平成29年3月30日
関東財務局長に提出 |
| 2 | 半期報告書
（第6期中）（自 平成29年1月1日 至平成29年6月30日） | 平成29年9月28日
関東財務局長に提出 |

独立監査人の監査報告書

平成30年3月26日

住友生命第5回基金流動化特定目的会社
取締役 関口 陽平 殿

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 橋 本 克 己（印）

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴 木 崇 雄（印）

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている住友生命第5回基金流動化特定目的会社の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、社員資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、住友生命第5回基金流動化特定目的会社の平成29年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

特定目的会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（ 1 ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

（ 2 ）XBRLデータは監査の対象には含まれていません。